

2014.11.11板橋区議会区民環境委員会議事録

(継続審査分26. 6. 6受

理)

(27

頁)

陳情第111号 脱原発を求める意見書の提出を求める陳情

(継続審査分26. 6. 6受

理)

(50

頁)

○ 閉会宣告

2014. 11. 11 : 平成26年 区民環境委員会 本文

○委員長
おはようございます。
ただいまから区民環境委員会を開会いたします。

○委員長
はじめに、理事者のご挨拶をお願いいたします。

○産業経済部長
おはようございます。
決算調査特別委員会が終わって、31日に終わったわけでございますけども、4定の告示が19日でございます。その間隙をぬってということで、きょう、あす委員会があるわけでございますけれども、本日の議題でございます。区民文化部関係の陳情が1件、資源環境部関係が3件ということでございますので、ご審査をよろしくお願いいたします。
以上でございます。

○委員長
次に、署名委員をご指名いたします。
田中いさお委員、菊田順一委員、以上お二人をお願いいたします。

○委員長
それでは、議題に入ります。
はじめに、区民文化部関係の陳情審査を行います。
陳情第124号 長期在留する非正規滞在外国人住民を正規化し、希望の持てる社会を築くための意見書提出を求める陳情を議題といたします。
その後の状況に特段の変化があれば、理事者より説明願います。

○戸籍住民課長
現在において特段の変化はございません。

○委員長
それでは、本件に対する理事者への質疑並びに委員間の討論のある方は挙手を願います。

○井上温子
非正規滞在者の場合、健康保険証とか医療とかの面で保障されていないという実態があるわけですが、その現状において5年とか10年とか長期滞在するという際の、その非

正規滞在者の方々の生活の大変さというのは本当に大きなものがあると思うんですけども、その辺で理事者側の方からどのような状況になるのか。5年、10年、非正規で日本に滞在し続けるということが本当に単に日本に居続けたいからであるのか、それとも働けないとか医療が保障されないという中でも、何かしらの理由があって非正規が長期化することになるのか、理事者側の見解をお教えいただきたいんですけども。

○戸籍住民課長

個々の非正規滞在者の生活の状況等については、特に調査された例がございませんので、私からは特に申し上げることはございません。

○井上温子

申し上げることはできませんというよりは、板橋区に住む非正規の方が実際に存在するわけで、それに対して板橋区側が何の見解も持っていないというのは私はおかしい話だと思っているんですけども、みずから進んで非正規を長期化しているのか、それとも事情がそれぞれにあるのかということが重要になってくると思うんですね。その辺、どういう見解をお持ちなのか。長期で5年、10年、住むということは、そこに子どもが例えば生まれたりするわけですね。そこで生活されていて、子どもにとっては日本で生まれ育つわけですから、母国に帰るといったとしても、その国のことを一切知らないという状況が生まれるわけですね。

みずから進んでその短期滞在で来ていたのが、そんなに気軽に長期滞在、長期に不法で居続けるということがそんなに気軽にできるものなのか、どういう見解をお持ちでしょうかということなんです。医療が保障されない、労働できない、その状況で前回のここの委員会の議論のように、長期化した人が悪いと単純に言えるほど、外国の方々が日本に居続けるということ、そんなに気軽に医療とか労働環境が整わない中で、5年、10年と住み続けられるのかなと、その認識を共有したいなと思っているんですね。

本当に大変なことだと思いますよ。私たちだってどこか痛いと思ったらお医者さんにかかれるわけですし、医療が保障されて年金がありとか、老後の生活の心配をそういう社会保障、生活保護だとかいろいろなことで保障されながら探しているわけですね。それが無い中で5年、10年、20年と日本に居続ける外国の方々の暮らしというのを、単純にそんな理由なくいるのか、どういう見解をお持ちなのでしょうかとということですね。

○戸籍住民課長

基本的に非正規と言われている方たち、法的に言えば不法滞在ということになってしまいます。不法滞在の方が日本国の法において保障されないというのは、これはもうやむを得ないことだと思います。特にここで板橋区として見解を述べる、または個人として見解を述べるということは差し控えたいと思います。

○井上温子

じゃ、そういう方が相談にいらしたときにどう対応されるのかなと。見解を述べられないということは、何の対応もできないということになってしまうと思うんですけども、そういう非正規の方が板橋区役所に相談に来られて、どうされるんでしょうか。

○戸籍住民課長

国でもそういう方たちにおいて、在留特別許可というものを制度として用意してございまして、相談も積極的に受けております。また、情報も広く公開して基準等も示しておりますので、板橋区としましても、相談があれば積極的に在留特別許可をご案内していくと

いうことを現状でも対応しております。

○井上温子

あと、今回のこの陳情の趣旨というのが、これは非常識ととらえられるのか、諸外国、ほかの海外の事例を見た際に、こういう長期化されて、日本に住んで長期に住まわれている外国の方々を正規化してほしいということが、余りにも非常識なことだということなのか、それとも海外の事例を見てそういうことも行われている事例があるのかというのは、そちらでは把握されているのかということをお聞きしたいんですけども、海外でいわゆるアムネ스티ですよ。正規化される事例、どのように認識されているかお聞かせください。

○戸籍住民課長

海外の事例につきましては、私ども、この法をつくっていく側ではございませんので、詳細については承知しておりませんが、この陳情自体が非常識なものかどうかという点であれば、陳情を出す権限は何人にも保障されておりますので、提案権はもちろんあるものだと考えてございます。

○井上温子

そういうことではなくて、ほかの国でのそういった事例を把握されているのか、先ほど見解を余り述べられないようなことをおっしゃっていましたが、この陳情が出されたときに、この陳情が言っていることというのが余りにも通常ではないのか、それとも海外、ほかの国々ではそういった事例があるのかということというのはやっぱり重要になってくると思うんですよ。

そちらでは、非正規の外国人の方々が長期で暮らしていく中で、正規化されているというような状況という情報はご存じなのか、把握されているのかということをお聞かせいただきたいんですけども。

○戸籍住民課長

一部繰り返しになってしまいますが、入国管理に関する法律は、国の専管事項でございますので、私どもが調査研究しても結果としてその法をつくっていく立場ではないということから、特に海外の事例については研究はしておりません。

また、認識といたしましては、各国それぞれ、国の事情がありまして、その国によって移民を積極的に受け入れる国もあれば、そうでない国もあろうと認識しております。

○井上温子

そういう認識でいいのでしょうかね。これ、何かすごくおかしいなと思うんですけど、その国がつくる法律だから板橋区で把握しない、事例研究しないでいいんだというのは、外国人を扱うとか支援する部署としてそんな回答はないでしょうか。おかしいですよ。回答が知りませんかだったらいいですよ。調べていませんとか、海外の事例は研究していませんとか、把握しておりませんという回答であれば私も、ああそうですかと次に進めるんですけども、国がつくるものだから自分たちは調べる意味がないというか、理由がありませんなんて言っていたら、非正規の方が板橋区役所にやってきてその方の対応をする区役所としてそんな態度でいいんですか。おかしくないですか。

○戸籍住民課長

私どもの業務としては、その非正規の方たちがもし日本でお困りであれば、やはり特別在留許可にしっかりとつなげていくと。国の制度を日本国における現在の制度をしっかりとご案内して少しでもよい状態をつくっていくというのが本来の姿であって、国の法律を変えていくというのはもちろん地方自治体として手を挙げていくことも不可能ではないと考えますけれども、この件に関しましては、現時点で板橋区は積極的に取り組んでいく課題ではないと認識しております。

○井上温子

国の法律を変えていってくださいなんて言っていないですよ、私、質問で。海外事例を研究しないでいいと思っているとおっしゃるから、変なんじゃないのと言っているだけです。国の法律をみずから変えていってくださいなんて私は一言も言っていないで、こういう陳情が出されました。非正規滞在者の方を正規化してほしいという陳情が出された際に、諸外国の動きってどうなんですかという質問したんです、私は。

それを知っているというのは、私はいろいろな業務を進めるに当たって、そういう知識はお持ちになるべきだと思っているわけですよ。外国の方が窓口にいらしたときに、その方の状況を把握するというのも大事ですし、さらに外国、諸外国がどのような状況になっっているかというのを知った上で対応に当たるというのは、別にそれが無駄なことではないと思いますし、こういう陳情が出たんだったら、それぐらい調べて当然のことだと思いますという話をしているんですね。

それで、その調べた結果、それで国に提案を上げてくれなんて言っていないんですよ。今回、諸外国、ほかの海外でどういうふうに使われているかというのを知らないでこの対応ならいいですよ。知らないという回答でしたら、そのまま進めたんですけども、そういうことを調べる役割はありませんというような回答でしたので、それは見直すべきじゃないのかという話なんですよ。

○戸籍住民課長

若干、ご質問にそごがあったようで、そこは申しわけないです。知らないという、まさに現状において認知していないということはそのとおり、委員がご指摘のとおりでございます。

○井上温子

じゃ、調べなくていいという認識ではないということでもいいですかね。

○戸籍住民課長

直接、職務の執行に当たっていけないものですから、先ほどのような認知をご披露したところなんですけども、もちろん幅広く職務知識を広げていくというべきであるというご指摘であるとすれば、そのとおりだと思います。

○井上温子

本当にそういうふうにしていただきたいですね。やっぱり知識は持っていただきたい。なぜかという、外国の人たちが不法なんだろうと、いらした方が不法、そもそもあなたたちがいけないんでしょうというふうな対応に当たるのか、それとも諸外国、ほかの国々では長期間、滞在生活が正規化される現状もあるんだという認識で業務に当たるのかという、大きな違いだと思うんですよ。やっぱり前回のここの委員会でも、長期化してそのまま住み続けた人たちが悪いんだというような委員会、この議会です、委員会の議論

の中で、不法に滞在し続けた方が悪いというような雰囲気の流れるわけですよ。それが私はそういうふうな認識で外国の方々の対応をしていいのかがすごく疑問なんです。本当に5年、10年、長期で住み続けた方々が、自分たちが楽しくてただ居続けたのか、本当に法律を守りたくなくてただ居続けたのかと、ちょっと違うと思うんですよ。5年、10年、医療保障がされない、労働できないという状況の中で、隠れながら生活しなきゃいけない状況があったりだとか、そういうような状況というのは皆さん真摯に受けとめて、それが中国であれ韓国であれフィリピンであれ、どこの国、バングラデシュであれ、どこの国であれ、その国で帰りたくても帰れないという人たちがいるという、そういう認識を持たないと失礼だと思うんですよ、こういう議論をする中で。

私自身も、諸外国の事例を調べていたんですけども、例えばスウェーデンだとかというのは例えば子どもですよ、子どもが生まれてスウェーデンで親が不法だったとしても、スウェーデンで生まれた子どもについては、もうスウェーデンに住めるし、あとは親に関しても4年以上、非正規でずっと住み続けていたらそれは正規化されるわけですね。ほかの国でも、アメリカでもそうですよね。アメリカでも10年以上で犯罪歴がない善良な方という方については、10年以上滞在していると正規化されたりだとか、あとフランスでもそういう方については、10年以上滞在していると正規化されたりだとか、あとフランスでもその国の事例を見てくると、イギリスでも子どもがいない場合は14年間住み続けると正規化されて、子どもがいる場合は7年間その国に住み続けると正規化されるわけです。

そういうようなほかの国々の状況がある中で、今のこの議論がそんなに非常識であるというふうな議論というのは、本当に悲しく思っています、その辺についてはぜひ皆さん、理事者側にも共有しておくべきことだと思っています。

もう一つ、荒川区議会での動きなんですけども、委員会の決定では、この陳情は不採択にはなっているんですけども、公明党さんとか民主党さん、民主・市民の会、共産党さん、公明党さんの趣旨採択という流れがあります、本会議ではまだ決定されていないんですけれども、本会議場のその議員構成からすると、もしかすると趣旨採択になる可能性があるということだったんですよ。その点、なぜ公明党さんが採択されたかということ、都立高校に行きたかったお子さんがいたそうなんですけど、その都立高校、今回から外国人登録がなくなりましたよね。外国人登録がなくなってしまうと、住所を証明するようなものがないので、都立高校の受験ができないというふうな現状があって、それを荒川の公明党の議員さんが積極的にご支援されて、そういった現状に寄り添って解決して下さったというふうな現状があるわけですよ。

そういったこともあるわけなので、外国人登録でなくなったことで、そういった外国、都立高校に入学しにくくなっているという現状もあるんですけど、そのことについて理事者側は把握されていたのか、またそういった現状についてどう対応されていたらいいかと思っているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○戸籍住民課長

まず、荒川区の動き及び都立高校の件については、個別には承知してございませんでした。論旨としましては、当然住民票がないという状態であると、義務教育までは先般のとおりきちんと人権規約によって受けられるわけですが、高校からは義務教育ではございませんので受けられないということはあると思います。

○すえよし不二夫

初歩的な段階から。

非正規とか不法滞在には、入るときは恐らく合法的に入ってこられたと思うんですよ。日本の入国の場合はね。最初から不法というのはあり得ないと思うんだ。どういう方々が不法滞在とか非正規になるのかというふうには把握していらっしゃるでしょうか。

○戸籍住民課長

一般的には、委員がご指摘のとおりオーバーステイの方が多いと思われれます。ただし、

若干ですが、密入国等の方もいらっしゃるようです。

○すえよし不二夫

よく新聞紙上で見るのは、観光で来たり、それから専門職、芸術か何かで入ってきてというケースもよく新聞紙上では見るんですけども、そういった方も区役所としては在留許可の案内をしているというふうに先ほど、答弁がありましたけども、在留許可の案内をして、どういう方々が在留許可がオーケーになって、あるいはだめになるというケースだったのか。

○戸籍住民課長

在留特別許可につきましては、国でも資料をホームページ等でも公表しております。基本的には在留特別許可に係るガイドラインというものが出されておまして、積極的な要素として当該外国人が日本人の子または特別永住者の子である点とか、日本人または特別永住者との間に出生した実子を扶養している場合であって、子どもが未成年である、外国人が親権を有している、現に日本国において相当期間、同居の上、看護、養育している等さまざまな積極的要素を評価しております。

また、消極的要素といたしましては、重大犯罪等で刑に処せられている者、入国管理行政の根幹にかかわる違反または反社会性の高い違反をしていること、それから船舶による密航、旅券の偽造または在留資格を偽装して不正に入国した者等については、消極的要素ということで在留許可が認められないというようなガイドラインを国自体が示しております。

○すえよし不二夫

オーバーステイが長期化していられるということは、その間は自治体なり、国はその外国人の方には何の手当てもないんですか。案内する、在留特別許可の案内はしてもだめなケースはあるというような話ですけども、その辺は確率的にはどうなんですか。

○戸籍住民課長

正確に何件の申請があって、何件がだめだったという統計がちょっとないものですが、はっきりしたことは申し上げられないんですが、それぞれ、いずれの例もあるということで国のホームページでは実例が紹介されてございます。

○すえよし不二夫

こういう状態が、非正規の長期滞在者が発生しないためにはどうしたらいいかというのを、参考、意見を聞かせてください。

○戸籍住民課長

まず、一番短い方ですと90日と。非常に短い間ですので、これらの方に対してはご自分できちんとオーバーステイにならないように管理していただく必要があると思います。特別永住者のような方の場合には、こちらの側からご本人に期限が切れるので更新申請をしてくださいというご通知を出す。そうでない特別永住でない方についても、入管から、今回からの通知をきちんと出して、オーバーステイにならないようにご注意をするという仕組みになってございます。

○委員長
よろしいですか。
ほかに。

○安井一郎
この願意である長期在留する非正規滞在外国人住民を正規化し、希望の持てる社会を築くための意見書の提出を求める陳情ですが、仮にこれを陳情を認めて意見書を提出したとして、それがこの人たちにとって板橋区がやったから、全部の区、この間、質問しましたけど、ほとんどのところに出されているということで、ほとんどの市町村とか区は採択されたところがなくて、ほとんど不採択だということだというお話、以降、それについて何件か仮に採択されたところがあれば、あったのかどうかその辺をちょっと教えていただけますか。

○委員長
事務局になりますか。

○議事係長
他区での審査状況というお尋ねでございます。大変申しわけございません。23区以外については私ども調査してございませんので、把握してございませんけれども、きょう現在、事務局で把握しています23区の状況でございますが、5区で本会議で不採択という議決がなされてございます。
それと、委員会決定が不採択という決定が出ておりますけれども、まだ本会議での議決に至っていないという区が1区ございます。
以上でございます。

○安井一郎
わかりました。ありがとうございます。
この方たち、非正規の滞在する外国人の方というのは、先ほど戸籍住民課長がおっしゃったオーバーステイで入ってこられているということで、もともと正規に日本に来て住所をきちんと備えたわけではないので、何らかの形で生活するに当たっては住むところ、仕事を与えてくれるところの寮とかそういうところに入っている。要は住民票がない方ですよ。だから、雇用する側も源泉徴収とかそういうのを一切行っていないだろうと思うんですけど、日本という国を社会制度の中で納税というのは国民の義務だから、きちんとした形で納税される部分を今の現法律の、法律の中では、非正規滞在者に対してはそのことを認めておりませんよね。その辺の確認をちょっとさせていただきたいと。戸籍住民課長、おわかりになりますか。

○戸籍住民課長
税に関しましては、すみません、所管外になってまいりますので、ちょっと一概には答弁が難しい状態でございます。申しわけございません。

○安井一郎

恐らく住民の税金、とにかく一般の普通に住んでいる日本人にとって、税金を払う、払わないというのはもう国民の義務であり、非正規のこの人たちが滞在するに当たって、希望の持てると言われても、この人たちが、希望を持って入ってくるんだったら、前も申し上げたとおりに、正規のルートでちゃんと日本に申請して入ってきて仕事を求めればというのが、もう当たり前だろうと私は考えるわけで、なおかつ住民票がありませんから、銀行口座等もできません。お金を自分の国に送金しようにも、その送金する手だてがなく、結局裏社会というかそういう別の、銀行を裏ルートでお金を送ったりとか、そういうことも法律違反だろうと思うし、さまざまな人たちがこれを認めることによって本当に希望を持てるのかと。それは違う意味でもっと根幹をなす非正規滞在の人たちを法律をつくってあげなければいけないのではないかなと私は考えます

ですから、この今、非正規滞在外国人に特別在留許可等もおけるわけですから、その部分のことをきちんとこれからやっていけば、この意見書の提出を求める陳情については、ちょっと話が違うのかな。

最後に、戸籍住民課長、その辺を踏まえてもう一度どう思っているのかお聞かせください。それだけです。

○委員長

戸籍住民課長、よろしいですか。

○戸籍住民課長

私の立場といたしましては、法に基づいて適正な手続を踏んでいただきたいと。その上で日本において生活ができるように地位を確保していただくべきだというふうに考えておるところでございます。

○委員長

ほかに。

○松崎いたる

安井委員の何か心配というのは、私も実は共有しているところがあります。さっき税金のことを言いましたよね。税金の話は前回の議論でして、そのときはちゃんとお答えになっていただいていたので、所管外だというのはちょっとずるいかなと思うんです。

私、そのときに質疑をして税金の納税の義務はあるということは確認をさせていただきました。ただ、安井委員がご指摘のとおり、働くこと自体が違法になってしまいますので、雇われたとしても雇った会社は源泉徴収をするということはないでしょうし、自分が所得を申告すればその時点で不法滞在ということで拘束されてしまうということになりますから、現実上、納税をしているということはないと。ただ、納税の義務はありますから、それがわかったときには働いた金額は幾ら、幾らだと。

たまに不法滞在の取り締まりがあったなんていうニュースがあると、ニュースなんかでは不法入国したどこの国の人か日本で幾ら、幾らの荒稼ぎなんていうふうな報道のされ方をするというようなことで、稼ぐこと自体が違法になってしまうというような実態があると思うんですけど、私はこれは課長から聞いた答弁でそういう認識を持ったんですけど、もう一度伺います。確認をしますけど、納税の義務、今、私の言ったような解釈でよろしいのでしょうか。

○戸籍住民課長

大変失礼いたしました。

納税の実態と納税義務、少し混同して答弁をいたしまして、納税義務は委員がご指摘のとおり前回もご答弁差し上げたとおり、納税義務はと免れるものではございません。日本国内において所得があれば税をお支払いいただく義務が生じる。ただ、税の実態は申しわけない、承知していないということでもよろしくお願いいたします。

○松崎いたる

それで、じゃ、ちょっと別の質問しますけど、あと、もともとこの陳情にある非正規滞在という用語そのものが実は一般化されていなくて、政府も認めていなくて、結局のところ不法滞在というような言い方で一くりにしていると思いますが、これも前回、話をしました。私が思うに、不法滞在と非正規滞私の私なりの解釈かもしれませんが、違いというのは、不法滞在というのはまだ一度も取り締まりを受けていない方です。非正規滞在というのは、1度不法滞在の状態を摘発なりされて処分を受けている方です。

問題なのは、陳情書の中にありませんけど、この仮放免ということが行われているということですね。本来ならば、今の本来というのが国の法律ですと不法滞在の方は、1回、收容されて本国送還になるか、收容所の中で拘束をされるかどちらかだと思うんですけど、なぜこの仮放免と。本国送還にもならないし、收容もされない、そういう事態が起きてしまうのかということについてはどのような状態なんでしょうか。

○戸籍住民課長

仮放免が長期化しているという点につきましては、報道等でも一部なされておるところでございます。なぜこれが長期化するのかということの詳細は私どもでも全てはつかんでおりませんが、一般に言われるのは、その調査に時間がかかってくるということ、それからあと、またご家族との関係で判断、いわゆる強制送還等が即時執行できないというような状態があると聞いております。

○松崎いたる

あとは、だから結局そうなる国がその仮放免という事態を認めている、あるいは、ないしは作り出しているというふうにも言えるかと思うんですよ。仮放免して、あなたは拘束はしないけど、半ば自由に日本の社会の中にいていいですよということを政府から認められて、禁じられていないわけです。

ところが、実際この社会の中で生きていくには毎日ご飯も食べなきゃいけない、子どもがいれば子どもも育てなきゃいけないという中で、普通に暮らしている人は働くわけですよ。ところが、働くことは違法だということになってしまうと、そここのところからですよ。私が心配するのは、先ほど安井委員もおっしゃっていましたが、これはそういう事態が働くなど言われているのに働くということになるから、違法になるわけです。違法に稼いだ金をどうするかというと、納税の義務があるのに納税しないからこれもまた違法になるわけです。じゃ、本国にお金を送るとなると、これもまた違法になるわけです。一たん、仮放免ということ政府が認めていながら、これの適正化を図らないでルールづくりをしないまま仮放免だと、社会にだけ送り出しているそのことが次から次へと違法な状態を作り出しているということで、食べていないわけじゃないんですよ。実際のところ、働いているでしょう。だから、そういう実態がここに書いてあるような人数の方がいらっやるといいますから、これは非正規とかあるいは違法の状態というのは、半ば国の責任で作り出しているというふうには私思うんですけど、区としてはこういう状態をどう見ているんですか。

○戸籍住民課長

国の入国管理、難民認定の行政のはざまなんだと考えますが、区としてと言われますとなかなか正直答弁に窮するところがございます。

○松崎いたる

入管行政のはざまというご見解をいただきましたので、それが区としての見解の限界なのかとも理解をいたしましたが、やはりそのとおりだと思います。まだまだこの入管制度、きっちり不法滞在だということは違法だと言っておきながら、その違法状態をどう解決するかということについてまだまだ制度として不備があると言わざるを得ません。

そのことが次から次へと外国人がかかわるその日本における不法あるいは違法な状態をつくり出しているということ、働かなきゃ食べていけないのに、そういう人たちに働くなということを押しつけるということ自体は、結局ますます裏社会ということにもつながりかねませんから、日本のあるいは板橋の治安にとっても重大なこれは状態をもたらすものであろうかと私は認識をしております。

少し質問的に、課長、お答えできる質問をしたいと思うんですけど、きょうは、きょうとかこれまでに資料を出していただきました。これについて伺おうかと思うんですけど、ここでは国民健康保険が不法滞在の場合は、加入はできませんとになってございます。生活保護もこれはだめだと。生活保護の場合、国保もそうですけど、生活保護も在留外国人については三角で、それぞれその区の行政の自治体の判断で加入ができるというような意味での三角かなと。特に生活保護についてはそういうふうには伺っておりますが、どちらも違法滞在、不法滞在の場合は入れないということになります。

具体的に、じゃ外国人の方はそういうケースの外国人の方が病気になられたときにどうということになるのかと、どうすればいいのかという仮に私が相談したとしたら、どうお答えになるんですか。

○戸籍住民課長

今委員のご指摘のとおり、健康保険制度には加入できません。また、生活保護についても基本は対象外になります。その中でいわゆる行き倒れ的になっていらっしゃる方がいらした場合には、これは人道的見地から救護されるというのが一般的な見解になると思います。

○松崎いたる

それが行き倒れというのは、行旅病人の救護というところですよ。そうすると、これは医療費は行旅病人の医療費はどこが支出することになるんですか。

○戸籍住民課長

医療費につきましては、基本的にはその親族等がいればその方にご負担いただく、最終的にはですね。一義的にはその発見、救護したところで負担をするということになろうと考えます。

○松崎いたる

板橋区内で起きた場合、どうなるんですか。

○戸籍住民課長

板橋区内で起きた例については、残念ながらちょっと私どもでそういう事例に接してなくて、ご回答が難しいとそう考えます。

○松崎いたる

そうなりますと、今想定される最悪のケースをちょっと想定していただきたいんですけど、ご家族もみんな不法滞在の方々に、就労もできていない、お金もないという状態が想定されるわけですね。それで行き倒れになった、助けてくれた、病院は担ぎ込まれてやるというと、板橋区が別に保障するということはないわけでしょう。板橋区内でそういうことが発生しても。病院が負担をして、泣きを見なきゃいけないという制度だとしたら、これわざわざここに行旅病人の救護という制度として書く必要もないかと思うんですけど、どこかしらが払わなきゃいけないんじゃないですか。それをお伺いしているんですけど。

○戸籍住民課長

一般的などころまでは調査させていただいたんですが、詳細な実務の事例になりますとちょっと所管外でございます。

○松崎いたる

もうちょっと聞きたいんですけど、このサービスのところで不法滞在外国人のところバツがついているところと、あとマルがついているところがあります。マルがついているのはさっき言った行旅病人の救護ということなんですけど、これも今の話だとマルとは言っても何かどこまで保障してくれるのかしらという話だと思うので、私はこれは憲法第25条の精神からいうと、国がしっかり最終的には面倒を見なきゃいけないと思うんですけど、そういったはっきりしたご答弁はいただけていないような状況でした。

そのほかにも、でも母子健康手帳、母子保護、あと結核予防、児童の教育ということで義務教育は保障するというところで、お聞きしたいのは、このマルとバツの境ですよ。人道的見地とか健康を守る、基本的人権の立場からいって健康を維持するということになれば、当然保険などについてもあるいは生活保護についても当然国際的に見ても、マルであって認められてしかるべきだと思うんですけど、その辺、なぜこのバツとマルの違いが出てくるのかということについてどういうことなんだろう、説明していただきたいんですが。

○戸籍住民課長

基本的に健康保険制度等に関しましては、いわゆる保険料をもとにして事業が行われるという制度でございます。また、手当等に関しましては、給付行政でございます。生活保護に関しましては、一般的には生活費の給付という側面が非常に大きい点だと思われま

す。反面、マルになっているところですが、これは旅行中のものであっても不法滞在のものであっても、何人もその生命に危機が迫っているときは救護されるべきものという見解、また母子保健等につきましても、ほぼ同様に人権的な側面から対応されるものと考えています。児童の教育も同じくでございます。結核予防に関しましては、公衆衛生の見地から、きちんと対応せざるを得ないというふうに考えてございます。

○松崎いたる

そうすると、私の、今のご答弁からすると、人権の見地とか公衆衛生とかいう見地、社会全体にかかわる問題のときは今までマルにすると認めるということが可能であるならば、例えば生活保護の適用なんかは、そこはちょっと議論があるところだと思うんです。もともと生活保護というのは生活ができない人の生活を保障するためのものでありますし、またいろいろな行旅病人の考え方もそうだと思うんですけど、たとえほかの外国籍であっても日本国内に滞在をして日本国内でそういうときがあったときは、日本政府がその

滞在者の保護をしなけりゃならないというのは、これは国際上の取り決めでもあるかと思
います。

当然、児童の教育が国際的に必要だということになれば、そこを広げていけば子どもた
ちの教育も含む、子どもにかかるお金というのは、児童手当で保障するということもあり
得るかと思うんですけど、当然これは今の法律では今出していただいた表のとおりかもし
れませんが、現状は。先ほどの答弁によりますと、法改正をしても私は無理がないと思
うんですけど、どうでしょう、議論としてはこういう議論はあるということは承知されて
いらっしゃいますか。

○戸籍住民課長

もちろん日本の法律をどうつくっていくかというのは、国民の中で議論されるのは当然
かと思いますが、この板橋区において今、私の立場ではちょっとコメントができない状態
でございます。

○松島道昌

すみません、不案内なもので幾つか教えていただきたいんですが、ここでは非正規滞在
外国人という陳情になっています。法的には不法滞在ということになると思います。この
方々は、板橋区の区民なんですかね。

○戸籍住民課長

住民基本台帳法が改正されまして、外国人も日本人と同等に住民票に記載することをも
って区民という形をとるという制度の趣旨からいいますと、不法滞在の方については登録
されてございませんので、区民ではないということになるかと思えます。

○松島道昌

しかし、両親が外国籍であり、その子ども15歳までですと就学の義務がある。その場合
には教育を受ける権利がありまして、通学が可能となっていますよね。区民サービスをい
わば受けているということになります。この子どもは区民じゃないんですかね。この当
該児童においては、私は区民の感覚からいえば区民だろうというふうに思うんですけど、
いかがでしょうか。

○戸籍住民課長

区民の定義をどこに求めるかという点かと思えます。板橋区の公立高校に通う方は必ず
しも区民とは限らない。さまざまな事情で板橋区内の学校に通われる方もいらっしゃるの
で、一概にそれをもって区民であるか否かということは難しいところかなと考えておりま
す。

○松島道昌

ごめんなさい。区外から板橋区の学校に通う子もいるからということですか。

○戸籍住民課長

そうですね。学校の入学をもって区民であるということにはならない。

○松島道昌

私が聞いたのは、学校に通っているから区民ですかということではなくて、いわば生活の実態についてお尋ねをしたかったわけでありまして。

この中で1つ教えていただきたいのは、かつては非正規、この陳情書をそのまま読みますと、非正規滞在外国人が家族で滞在をし、いわばそれを容認していた時代があったんだというようなことがあります。行政の立場から容認をしているということは言えないんだらうと思いますけども、その中で現実問題、そういう実態があるということは把握をされていたかどうか、これはおわかりになりますよね。そして、入管法50条に基づく特別在留許可、これを取るようにお勧めしていますという答弁もありましたので、そういう事例に板橋区、本区においても該当する場合というのが多々あるのか、いわゆるそういうことはもうめったにないんですと、事例としても少しですというものなのか、いや、割りと多くあるんですよというようなことなのか、その実態というのはちょっとわからないものですから、その辺をお尋ねしたいんですけど。

○戸籍住民課長

まず、第1の質問でございますが、かつてその外国人登録制度においては、不法滞在者であっても外国人登録は行わなければならないということでもございましたので、それを住民票と同等のように取り扱っておられた団体もあるということで、少し、かつて住民と認められていたというようなご議論もあるところなんですけど、不法滞在であってもその外国人登録がなされるという点からいいますと、今の住民基本台帳に外国人の登録する制度を設けるときに、その点を整理して新たな住民基本台帳制度に統合したということで、その際、不法滞在であった方は登録に至らないというのが制度運用上のルールになったということでもございます。

○松島道昌

この問題が顕在化したのは、いわばそこですよ。外国人登録制度がなくなったことによるいわば影響がここに出てきたんだらうということになりますよね。そうしますと、その実態数というのはほぼ外国人登録制度で登録をされていったけれども、住民基本台帳に載らなかった方というのは、区は把握はできるということになりますよね。その数というのはどのくらいいらっしゃるんでしょうか。

○戸籍住民課長

平成24年7月9日に住民票に移行いたしました。この中で住民票に移行した方が1万5,928人、住民票に移行しなかった方は1,193名ということでございます。移行しなかった1,193名の内訳でございますが、短期滞在の方、これは住民基本台帳に載せる対象になっておりませんので、こちらが330人、在留の資格がない方が90人、その他オーバーステイ、変更申請漏れ、出国通知未着等、つまりこれは皆さんが全てオーバーステイというわけではなくて、日本国内にいらっしゃる方等も含めて773人という数でございました。

○松島道昌

ありがとうございます。こういう貴重なデータをお持ちだったんですね。できたら事前に欲しかったと思いますけど、こちらが要求していないから当然出ませんよね。でも、知りたかったなというふうに感想をちょっと。

そうすると、90人が板橋区の中にいわばこの陳情者に該当するような方がいらっしゃる

というふうに見ていいんでしょうかね。それとも773人の一部も含めるということでしょうか。

○戸籍住民課長

そうですね。在留の資格なしという方90と、それから773人の中の何名かの方かは不明でございますが、この方たちが基本台帳から漏れた方ということになろうと思います。ただ、どうしても入管等から私どものところに来る連絡にタイムラグがございますので、この90というのが必ずしも90限定ではないということになってまいります。

○松島道昌

よくわかりました。その現状、区もいわば本来の業務でないところで大分ご苦労されていますよね。例えばその中で入管法10条の4項にある法務大臣が特別に許可をするということへの、そういうことのアドバイスをするケースというのは多いんですか。その90人の方々は何も言っていないのか、それとも何らかの救済をいわば望む。その場合には入管に行くことが前提でありますけども、区から何らかの接触、コンタクトがあって助言をするということもあるんだろうと思います。先ほどの答弁の中にありましたけれども、その実態というのはどうなんでしょうか。

○戸籍住民課長

電話での問い合わせも多うございまして、統計を正確にとってはございませんが、非常にこの方たちの居住に関する大きい権利でございますから、問い合わせがあれば必ず在留特別許可をご案内するというような考えでございます。

○松島道昌

ありがとうございます。今のこれまでの答弁を聞きまして、区は本当によくやっていますしやるなというふうに思います。本当にありがとうございます。
この90人なんですが、これはいわば制度が変わったことによって把握が、出てきた数だろうというふうには思うんですけどもね、その数というのは減少する、もう数年で解消されるんでしょうかね。それともまだ実態を見ると、これは継続をしていくのか。例えばその方々にお子さんがいれば就学児のお子さんがいれば、あるいは今高校生までもそうですよね。東京都でも外国人枠を持っている高校というのはふえてきました。人権規約のもとでその枠を広げていこうというところにあるわけでありまして、その数というのはどんな見直しをお持ちでしょうか。

○戸籍住民課長

児童の就学等については、当然行われるべきものと考えておりますが、残念ながら教育サイドで外国人のこういった方たちを何人受け入れているかという統計は私ども承知してございません。

○松島道昌

よくわかりました。皆さんはいわば法を執行する側にいらっしゃいますので、それ以上のことはなかなか答弁できないんだろうと思います。でも、今の数字を私、述べていただいたことに本当にありがたいというふうに思っています。あとは、これを立法する側がこの実態をどういうふうにしていくのかということになろうと思っています。

今、我が国は、労働力が非常に不足をしています。とりわけ建設現場等に不足をしています。そのために、外国人研修制度というものが3年をこれ、5年に延ばしましたよね。いわば良質な労働力を確保するということがあります。技術を積極的に海外にいわば転移をするというところの目的があります。いわば外国人の労働者はこういうことによって確保されているんですが、実態としては建設現場ではこういう方々が担っているというのが現状です。この数が急激に今減っているんですよ。1つは、円安です。かつては日本で稼げば向こうで豊かな生活ができるということがありましたが、ここ数年、円安が進んだために海外で働いたほうがむしろいいということで、こういう方々が急速に急いで帰られていますよね。ところで、帰るときには支障はないんですか。みずからこの方々はすぐに帰れる状態にありますか。

○戸籍住民課長

入管在留の資格のみでいえば、基本的には自由に帰れるものでございますけども、研修制度の趣旨等によっては、一定の契約上の拘束等があるやもしれません。ちょっと一概には私、全て関知してございません。

○松島道昌

なるほど、わかりました。ありがとうございます。
以上で質問を終わります。

○委員長

よろしいですか。時間、じゃ先に、ありますか。

○井上温子

ちょっと先ほどの松島委員とのやりとりで確認なんですけども、外国人登録されていたときは、不法であった方も区民とっていらっしやったのか、外国人登録じゃなくて住民基本台帳になった後は、先ほど板橋区に住んでいても住民基本台帳に登録されていないので、区民ではないと言い切ったわけですよ。私もちょっと意外とそこだけ、そこでも衝撃だったんですけど、冒頭で。そんな言い切れるものなのかしらというのがあれなんですけど、外国人登録をされていたときも、区民とは思っていらっしやらずに接してきたということなんですか。そこをちょっと確認したかったんです。

○戸籍住民課長

区民と思わずに接してきたかと言われますと、制度上はさまざま、日本人と同じように扱えるような制度をつくってきたというのが一つの考え方でございますが、外国人住民はあくまでも外国人登録の人口、住民基本台帳、つまり住民基本台帳でございますので、住民の台帳には日本人のみが搭載されているというのが過去、この統合される以前の状態ということでございます。

○井上温子

なので、その外国人登録のときは外国人登録をされて、板橋区に住所を有する外国人登録されている方というのは、区民とって、区民と定義していたのかどうかというのを確認したいんですけど。

○戸籍住民課長

区民と住民が同義語であると考えれば、日本人のみが区民であるという考えになってございます。

○井上温子

ありがとうございます。

○委員長

この程度で質疑並びに委員間の討論を終了しまして、意見を求めます。

なお、意見開陳は各会派1人ずつと決まっておりますので、ご了承願います。

意見のある方は挙手願います。

○安井一郎

まず、結果から申し上げて、不採択を主張します。

これはもう前回も申し上げたとおり、法治国家といういわゆる日本という国をきちんと法律にのっとってやる、そういうことを肅々と進めていくのが板橋区としても、この区のかかわることですから、この意見書を提出することに対しては私ども会派としては不採択を主張いたします。

以上です。

○田中いさお

私ども会派といたしましても、不採択を主張いたします。

平成24年7月に外国人登録法が廃止されまして、新たな在留管理制度が実施されました。また、外国人住民は住民基本台帳制度へ移行され、住民票など日本人と変わらないサービスが提供されるようになったかと思っております。

本陳情を再度読み返してみましても、この新制度に適合しない違法行為を許してしまうという可能性も考えられるというふうに考えています。在留特別許可に係るガイドラインにも、先ほど他の委員からもありましたとおり、行政サービスを受ける部分でいえば、病人の救護、母子の保護、結核予防、児童の教育も受けられるというふうになっています。

それで、受けられなかった事例、受けられた事例の中に、例えば受けられなかった事例の中に違法の人員派遣事業を営んでいた場合とか、麻薬に手をつけた方とか、違法行為をしている方が特別なガイドラインにのっとって許可されなかった事例に出ています。それを今回の陳情で、そのまま、この人たちを正規化し、これ、全体で言っています。この長期在留する非正規滞在外国人住民を正規化しというような陳情ですから、それを丸々認めるということは、これ区民感情としてもこれは認められないというふうに考えています。

ただ、申し添えますと、これはガイドラインですから、今後また精度を上げるようにしていただきたいという要望は個人的にはあります。

以上の理由をもちまして、不採択を主張いたします。

○すえよし不二夫

できることならオーバーステイにならないような日本への旅行なり入国はしていただきたいと思いますが、日本の場合は先ほど、在留特別許可が非常に厳しいのかどうかというところは意見が分かれるところだと思いますし、特に日本の場合は難民に対しても

厳しいなという新聞報道をよく見ると思いますので、あわせてもう少し検討したいと思
いますので、きょうのところは継続審査を主張いたします。

○井上温子

継続を主張させていただきます。

そもそも、それぞれの人たちに同じチャンスがあって、同じような条件でという状況に
おいていえば、確かに不法滞在している方々は追い返せというのが通常だろうと思いま
す。通常だろうなというかそういうのはわかるんですけども、それぞれの国の状況、中国
でも貧富の、国内の貧富の格差がすごく大きいですよ。中国の人たちが、じゃ本当に正規
で日本に来たいかという、来たいかというか来ようと思ったとしても、かなり難しいん
ですよ。中国の田舎の方々が日本に観光することですら難しいんですよ。観光ビザです
ら取りにくいという状況がありますよね。それは結構、どこの国でも同じような状況があ
ったりとか、ましてフィリピンだとかバングラデシュとかそういう貧しい国になってく
ると、本当に状況がそれぞれその方々にとって厳しいものがありますよ。

そういったことからすると、やっぱりこういった非正規な状況で日本に暮らさざるを得
ない方というのが、存在するという事実があります。本来からという、単なる理想像に
なるのでそれを今すぐそうなるわけじゃないんですけども、どこの国に住んでも、どこの国に
行っても、いいような状況というのが世界的にそういう状況になれば、本当は望ましいな
と思うんですけども、そんなことが起こるわけではなくて、確かに日本も一定の規制をして
一定の人たちが日本に来れるようにという制度をつくるころまでは私は仕方がないと思
います。じゃないと、どなたでも来ていいよとなったら、いろいろな国の方々が来てしま
ったりだとか、それが規制できないという状況になるのはわかるんです。

ただし、そういう状況、まだ今こういう規制をしている中で日本に既に入国されてい
て、不法で10年とか20年、住んでいらっやっやっ、しかも日本の制度としても仮放免で、
処分を決定できていない。日本の側の政府の問題ですよ。日本の政府側が仮放免を5
年、10年と放置するわけですよ。その期間は医療も受けられないし労働もできないしとい
うような状況が続く、その間に子どもが生まれたり、日本での滞在が長くなると。そうい
った状況が往々にしてあるわけですよ。そういった方々がいきなりそこで帰国しろとい
うのって、本当に人道的にどうなんだろうと。日本で生まれた子どもにおいていうと、自
分の母国の状況なんて全く知らないし、言葉だって知らないということだってあり得るわ
けです。

なので、私としては、先ほども言ったとおり、本当にチャンス不平等の世界的な状況に
おいては、本当にチャンス不平等で、日本って本当に恵まれているなと思うんですけど
も、やはりこの陳情にあるように、社会的包摂という観点から、外国の人とか日本人と
か、差別せずきちんと共生していける社会というのを実現していけたらなと思います
し、全てを受け入れろとまでは言わないですけども、既に日本に長期滞在している方々に
関しては、正規化して一緒にともに暮らせる環境、それを整えてあげることで犯罪にも走
らなくて済むと。きちんと医療を受けられて、労働ができて、人として同じような扱われ
方をして、子どもに関しても高校とか大学とかに行けるようにやっぱりそういった環境と
いうのをつくっていかねばならないと思いますが、議論は継続して委員会の中でして
いかなければならないという思いがあるので、継続とさせていただきます。

○松島道昌

継続を主張いたします。

外国人登録制度があったときから、制度の移行によって住民基本台帳に登録した人が1
万5,000人、しなかった方が1,193人。その中で特に短期あるいはオーバーステイを除けば
90人がいわば区の中にこのような実態があるということであります。

国際人権規約は、世界人権宣言を受けて、自由および欠乏からの自由ということをしてうた
っているわけであります。ですから、こういう方々も当然に救わなければならないわけ
であります。一方で法治国家として法でもっておさめている、そういう制度のはざまの中
にいますよね。

したがって、私、今現在、この中で採択かあるいは不採択をするのかの判断をする

に至っては、少し調査が必要だなというふうに思いまして、継続を主張します。
以上です。

○松崎いたる

私も、この2回の質疑を通じまして、非正規滞在の外国人の方の状況というのを中心に質疑をさせていただきました。全てがわかったわけじゃありませんけど、少なくとも前回、今回の質疑を通して、仮放免などで国がこの板橋区なりに日本の社会にいてもいいよと言っておきながら、実際のところは働いてもだめ、保険にも入ってもだめというような状況をつくり出しているということは、これはずっと放置しておくわけにはいかないと。国がつくり出した非正規であり、不法状況だというふうに思います。

ここで議論になったこの非正規とは何かというところについては、私はこれはちゃんとルールに乗せるということだと思っただけで、非正規を正規化するということは、何から何までこの人たちの言うとおりに認めようということでは決してないんだと思います。

今問題なのは、その外国人の方々が日本に来て長期滞在になっちゃった場合、あるいはオーバーステイになっちゃった場合、この人たちはどうするか、どう扱うかというその法整備がされていないということが一番の問題であり、それはちゃんと国によって法制化をして、制度をつくっていただくかなければならない。課長の答弁にもあったように、その入管制度のはざまというご答弁がありましたけど、まさにそのとおりで、そういったところは、はざまをつくってはならないはずで、きちんとそのはざまを埋めるような制度をつくるべきだろうということがあるかと思っただけで、まことにそのことが非正規な状態を正規に入管制度にのっとった中で扱うということになるかというふうに思います。

当然のことながら、この非正規外国人を正規化ということが、例えば麻薬であるとか、日本人がやったって違法な犯罪行為を認めろということにはならないわけでありま。しかも、そういう治安の問題は私も言及をいたしましたけど、むしろそうしたいろいろな事情で日本に入国された外国人の方をきちんと適法に処遇することによって、犯罪に走らない、そういう治安上の意味も急がなければならないというふうに思います。

何度も言うようですが、今は自分らで何とか生きろと言っておきながら、働くなということをやっているわけですから、どうしても闇社会につながる状況を国自体が、あるいはこの入管制度のはざまというものがつくり出している、そういう現状があるということがこの陳情を出していただいたことによって私は明確になったかなというふうに思います。

もちろんこの正規化の中身については、これは国が立法すべきことであって、これは国で大いに議論をしていただかなければならないことです。ただ、板橋区としては、行政から戸籍の実務を担う板橋区からも、このままじゃ困るよという声は大いに上げるべきだというふうに思いますので、私はこの陳情については採択をして、即時、意見書を国に上げるべきだというふうに思います。

以上です。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

陳情第124号 長期在留する非正規滞在外国人住民を正規化し、希望の持てる社会を築くための意見書提出を求める陳情につきましては、なお審査を継続すべきとの発言と表決を行うべきとの意見がありますので、最初に、継続審査についてお諮りいたします。

陳情第124号を継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

賛成少数（3－5）

○委員長

賛成少数と認めます。

よって、継続審査とすることは否決されました。

この際、継続審査を主張された方で、特にご意見があれば伺います。

○井上温子
もう少し委員会の中で議論を深めたかったですけども、私自身は、じゃ、採択にしたいなと思います。
以上です。

○すえよし不二夫
私は、先ほどちょっと触れましたけども、オーバーステイ、不法滞在にならないような日本への入国をお願いしたいというふうに思っていますので、現段階においては不採択に賛成いたします。

○松島道昌
これは、この陳情が出てきた背景は、出入国管理と難民認定法施行に伴い、住民基本台帳制度に変わったことによって出てきたわけでございます。我が国は、人権という立場からは難民の認定が非常に難しいという実態もあります。海外からもそれは指摘をされているところであります。それは立法上の問題でもあるわけでありまして、そういう方々でもその基本的人権は守らなければいけないというところにはあります。そのために例外としてさまざまな、救われるべき方々を救う制度というものはできてきているわけでありまして。また、現在その中でも救われない方々をどうするかということは、また立法の問題でもありますし、今後、私どもも声を上げていかなければいけないというふうに思っているわけでありましてけれども、本案件に関して判断をするならば、一方でグローバルな視点で海外に非正規あるいは不法滞在という方々でも例外を認める制度を必要とするまでも現行法においては、趣旨を採択するという制度があれば趣旨採択をしたいところではありますが、本区においてはその趣旨採択がありませんものですから、不採択を主張いたします。

○委員長
以上で意見を終了いたします。
これより表決を行います。
陳情第124号 長期在留する非正規滞在外国人住民を正規化し、希望の持てる社会を築くための意見書提出を求める陳情を採択することに賛成の方は挙手を願います。
賛成少数（2－6）

○委員長
賛成少数と認めます。
よって、陳情第124号は不採択とすべきものと決定いたしました。
（「委員長、少数意見留保」と言う人あり）

○委員長
はい、留保いたします。

○委員長

次に、資源環境部関係の陳情審査を行います。

陳情第100号 板橋区ホタル生態環境館の技術の継承と館の存続を求める陳情第1項館存続の件及び陳情第110号 板橋区ホタル生態環境館の再調査を求める陳情を一括して議題といたします。

その後の状況に特段の変化があれば、理事者より説明を願います。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

それでは、陳情第100号 板橋区ホタル生態環境館の技術の継承と館の存続を求める陳情第1項 館の存続の件及び陳情第110号 板橋区ホタル生態環境館の再調査を求める陳情について、前回の審議以降の動きについて説明させていただきます。

ことしの1月27日にホタル生態環境館の生物の生息調査を行いましたけども、そのことについて担当職員の報告数と乖離しているということで、それについて、報告をこれまで求められてきております。

その検討会の第1回を10月16日に開いたものでございます。メンバー的には総務部関係では総務部長、人事課長、総務課長、法規係長、契約管財課長と、私ども資源環境部は資源環境部長、私、管理係長というメンバーで1回目を開いたものでございます。今までの経緯の確認等を行っております。現在報告書の完成に向けて取りまとめを行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長

本件に対する理事者への質疑並びに委員間の討論のある方は挙手を願います。

○しば佳代子

今、説明があったんですけども、ホタル館の今後の動きについてはどのようにお考えなんでしょうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

今後の動きというご質問でございますが、既にあり方検討の中で、26年度末をもって廃止するという一定の方向性は示させていただいております。それに向けて、今後準備を、現在も準備をしているところでございますが、準備をしていく必要があると思っております。

具体的には、まず現在いる蛍を含めた生物、植物を引き取っていただく方向で現在その引き取り先を調べているところでございます。

あと、その後は来年度予算のことになりますけども、来年度、どうするかはまた今後考えていく必要があるかと思っております。

○しば佳代子

現在、蛍の引き取りを調べているということなんですが、どのような状態で動きを教えてください。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

どのような状態で動きというか、蛍を引き取っていただける可能性があるところをピックアップしているところでございまして、そういう状況でございます。

document

あと、直接は関係ないんですが、これまで日本蛍の会の方を通じていろいろと勉強させていただいてまして、一昨日11月9日、日曜日に日本蛍の会のシンポジウムがありまして、蛍を通じて身近な自然環境を考えるとということで、ニュースにもなっておりますけども、上高地に移入されたゲンジボタルの事例とか、関連づけてということで、講演会が開かれておりまして、結果だけを見ますと、その蛍が持ち込まれている、蛍を駆除するというようなことが現在行われているような話も聞いてきておりまして、私自身、例えば今回うちの蛍をどなたかにお願いするような場合には、やはり外にやっぱり空間の中で飼っていただくようなことが前提になるのかなというふうに思っているところでございます。

○しば佳代子

日本蛍の会ということで、今ご説明があったんですが、最初におっしゃっていたピックアップをしている、ここについて詳しく教えていただきたいんですけども、どのような状態、状態というか方法でピックアップをしているのか、どのくらい見つかったのか教えてください。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

まず、一般的には、これまでもつながっているところもありますが、あとインターネット等でございますが、相手もあることですし、場合によっては個別具体的な名前を出すと、まだ現状ではリストアップしている状態ですのご迷惑をおかけしますので、さまざまなアンテナの中で引き取っていただける可能性のあるところをリストアップしているところでございます。

○しば佳代子

詳しくは言えないということなんですが、ホテル館に関しては閉鎖の方向に向かっていると。現在はどういう、見学者がいたりとかすると思うんですけども、どのぐらいいるのかとかそういう状況を教えてください。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

ホテル館につきましては、私も先ほどホームページをコピーしてきまして、ホームページの中では見学についてということで見学の申し込みを以前よりは、事前にもう少し短く、申し込み期間を短く見たり、改善をしているところでございますが、まず蛍の幼虫の羽化状況としては、9月14日現在ではゲンジが64匹、ヘイケが147匹ということで報告させていただきまして、幼虫としては現在ヘイケが9月17日現在で564匹、ゲンジボタルが8月28日で2,186匹ということで、ホームページ等で公開しているところでございます。あと、見学の方に関しては、もう主に週末、決まった方が来られているような状況でございます。平日にも何名かの方が来ているというふうに認識しております。ちょっと数の集計はきょう手元に資料がないものですから、申しわけございません。

○しば佳代子

ぜひ数の集計をいただきたいと思いますので、資料でください。議会でも区長がおっしゃっていたんですが、一番は、やっぱり区民の方のためにということだと思います。これからの閉鎖の方向で向かっているということなんですが、区民の意見をどういうふうに取り上げ、取り入れて吸い上げていくのか。それをどういうふうにして取り入れていくのかということについてお答えください。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

まず、区民の方の意見をどのように取り入れるかという部分ですが、申しわけございませんが、廃止の方向で進んでおりますので、その廃止に向けて提案等があればお聞きする必要はあるのかなとは思っております。また、廃止の仕方とか。アンテナとしては、やはりまさにこういった議会の場、もしくは議員の方から直接、また直接、ホテル生態環境館に見学に来た方からの意見、あと区長への手紙、CRMとさまざまなアンテナがあるかと思っておりますけども、特段大きな区民の皆様からの最近の要望というのは認識しておりません。

○しば佳代子

閉鎖の方向での意見は聞くけれども、今、ほかの意見は聞かないというふうに聞こえましたので、そういうことではなくて、区民がどういうふうに思っているのか、そこをまず真摯に受けとめていただきたい。見学に来る方が決まっているというふうにおっしゃっていたんですが、その方だけではないと思うので、そこから意見を吸い上げるというのであれば、アンケートとかはとっているんでしょうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

私、先ほどの答弁で区民の方の意見に耳を傾けないというようなきつととられ方をしたような気がしますけど、決してそういうことではございません。反対の方の意見もちろん耳を傾けますが、方向性としてはそういう方向性で進んでいるということでご理解いただきたいと思います。

それと、アンケートのご提案ですが、アンケートについては特にとっておりませんが、どういったり方をするのかとか、そこら辺については私、現時点ではちょっと思い浮かばないところがありますが、区民の方の意見を聞くという視点であれば、アンケートの実施も有効かなというふうには思っているところでございます。

○しば佳代子

先ほどの答弁の中で、見学者からも意見をもらうというふうに言っていたので、アンケートをとっているのかなというふうに聞いたんですけども、別の形でとるというふうに考えてよろしいですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

現時点でアンケートを実施しますとはお答えはいたしません、やはりアンケートをとることが重要だということであれば、それについては検討する必要があるということでございます。

○しば佳代子

違います。私が聞いているのは、アンケートがどうのということではなくて、見学者からの意見もとるというふうに先ほどおっしゃっていたので、アンケートはとっているんですかというふうに聞いたんですが、どのような形で見学者から意見を伺うのかを聞いています。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

document

一つの方法としてそういう方法があるというふうに申し上げたというふうに私は認識しておりますけれども、例えば見学に来た方が質問とかそういった意見があれば、見学があるときには必ず我々、区の職員は大前提としては立ち会っておりますので、直接、区の私どもに何らかの意見は伝えていただければと思いますけれども、その際にホタル生態環境館を廃止するのは反対ですというような意見ももちろんそのように表明していただくのは十分、問題がないことだというふうに思っております、アンケートは一つの方法として区民の皆様の意見を聞く方法としてはあるのかなということでございます。

○しば佳代子

全然区民の意見を聞こうとは感じられませんので、ぜひ区民の意見を聞きながら進めていただきたいと思います。
以上です。

○委員長

一応答弁。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

ただいまのご指摘については十分、受けとめて、真摯な対応をさせていただきたいとそうのように思っております。

○委員長

ほかには。

○松島道昌

まず、今いる蛍、この命を守っていくために区はこれは最善を尽くさなきゃいけませんよね。その立場はお変わらないのか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

蛍を含めてあそこにいる昆虫、植物も含めて守っていくということはこれまでも申し上げてきておりますし、今後もそのように対応させていただくものでございます。

○松島道昌

このことは毎回確認をしたいところであります。そのために今、鋭意努力をしているということではありますが、見込みはどうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

見込みというか、現在こういう見込みですということで答弁はちょっと難しい状況にありますが、引き取っていただくところを探す、これが私の、現在与えられた大きな使命であるというふうに思っております。

○松島道昌

そうしますと、区は廃止の方向であるということでありますけども、今その前提が実現できなければ廃止することはできないわけですよということになりますよね。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

そのようにならないように鋭意努力をしていくというものでございます。

○松島道昌

わかりました。先ほど、しば委員からありましたように、区民の意見を十分に聞いてほしい。これはもう、区は、それは、前提でいると思っております。ですが、あえて私からも要望はしますけれども、繰り返し質問はいたしません。

私も、議会から見ますと、本当にこの話は突然に降ってわいたですよ。私はもう存続を望んでいましたし、そういう声も多く受けていました。今でも貴重なものだというふうに思っています。区が大きく方向転換したのは、調査をしてからなんですが、その調査はなぜしたかという、これは外から持ち込まれたものであるという前提でやったのではないんですか。そうですね。そのところを確認しておきたい。

じゃ、まずどうぞ。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

まず、ホテル生態環境館の廃止については、委員の認識としては突然というふうにありましたけども、これは経営革新計画の中で既に記載されているものでございまして、結果的には突然のような形でありますが、これまでもその方向性というのは、検討されてきているものだというふうに認識しております。

あと、生息調査は、そのあり方を検討することになっておりますので、そのあり方検討のためにどの程度生息しているかどうかを調査したものでございまして、持ち込みの話というのは、その後の話でございます。

○松島道昌

あれは外部評価の中に載ってはいました。しかし、最終的にそれはいわば隠れみの的に使われることが多いのであります。言葉が悪ければ、いわば責任を転嫁することにも使われかねないわけでありまして。責任というのは、あくまで行政にあるということを変更して私からも指摘をしておきたいと思っております。

それで、私はそのときの委員会には所属しておりませんが、外から持ち込まれたということは理事者側からも出てきていましたよね。その後、もしそうであれば、どこに違法性があるんですかね。外から持ち込まれているということが認知された段階で、さまざまな手続をとらなきゃいけないわけでありまして、区はそれに対してどのような手続をとられましたか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

要するに持ち込まれていたという部分から、今回の生息数の乖離も一つの検討材料になるわけですけども、例えば持ち込まれていたということが確実にこれがわかるかどうかというのは非常に難しいかなと思っております。ただその時期とかどの程度の量とかどんな方法とかということが恐らく今後もしそこら辺でわかればいいかなと思っておりますけども、それについてはやはり本人と直接お話ししたいというのが現実なんですけども、ただ

document

実際には裁判がありますので、お会いすることはできませんし、また委託業者とも裁判になりますのでお会いできないということで、残念ながらそこら辺は確認したいという気持ちではいっぱいなんです、関係者から聞き取れないのが現状でございます。

○松島道昌

今、裁判になっているのは民事でありまして、刑事ではありません。持ち込まれていたということは極めてこれは事件性が大きいわけでありまして。区としては、課長も公務員の立場でありますから、その疑いが思料された場合には告発義務も持っていますよ。その手続には入らなかったんですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

刑事訴訟法の百三十何条ですかね、今おっしゃったようなところがありますけども、現実、法律にはそのように書いてありますけど、現実論としてどうしていくかということになろうかと思っておりますけども、それについてはかなり前の委員会で警察に相談しているというようなことでは答弁しておりますので、あとは警察と区の関係とかそういう関係で告発には至らずに現状があるということでございます。

○松島道昌

告発に至らない理由がわからないんです。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

これは、告発にも仕方は幾つかあるかと思っています。一方的に告発するケースとそれぞれ相談しながらというか、調整しながら行うケースということで、我々としてはやはり警察と相談しながらというルートを選んでおりますので、現時点ではそのようになっていますので、ただ今後、何らかの事実だとかそういうことが出てくれば、またそこら辺は今後検討する必要があるかなと思っています。

○松島道昌

最後の質問になりますが、それに至るだけのまだ事実が確認をされていないということでもありますか。区民の方々は一体どうなっているんだということを知りたいわけでもありますので。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

そこら辺は、やはり裁判を3つ抱えておりますので、そこら辺で裁判に影響があるような内容も私、答弁で非常に気をつけているところでございますが、区民の方が知りたいというのは当然でございますが、裁判をまずしっかりやって、それでその過程で明らかになっていくものについては私どもが公にしていくものかなと思っていますし、裁判が結審すればそれなりの区民の皆様への説明というのは、最終的な説明というのはできるかなというふうには思っております。

○委員長

よろしいですか。

ほかに。

○田中いさお

それじゃ、ちょっと重複しないように何点かお伺いしたいんですけども、今引き取り先を一生懸命探されていると思うんですけども、何者というか、個人的にどのぐらいのグループというか、その数字は示していただけますか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

相手があることですので、そこら辺はちょっとまだ答弁は差し控えさせていただきたいと思います。一定の時期が来れば、やはり相手がありますから、ちょっときょうのところはご容赦願いたい。よろしいでしょうか。

○田中いさお

名前を言ってほしいというわけではないわけですよ。可能性について松島委員も言っていましたけど、心配なのは蛍の命をどうやって守るかということで、具体的にどういう進捗状況なんですか。それで、相手先が1団体か2団体だったら非常に心配ですよ。それを伺っているので、どの程度の相手先と交渉しているのか伺っているんです。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

これまでもボランティアの団体の方とかNPOの方だとか、大学関係者の方だとか幾つかありますので、申し込まれた数を含めると、四、五団体はあるんじゃないかなというふうに思っております。

○田中いさお

四、五団体で今、もう11月に入って、もう今年度中に閉めようかという施設ですから、何か緊迫感が感じられないんですよ、僕的には。これ命ですから、もう閉めるということでしたら、これ、本当に今、必死になってどういうアクションを起こして、今が四、五団体であれば、そもそもこの蛍を飼うということ自体、非常に費用がかかるということは皆さん、周知の事実で、今まで2,000万円近くかかっていたものを、手放すのでどうぞ飼ってくださいと、そこにはいろいろな条件があります。先ほども外に飛ばす空間だの。それで見つけること自体、至難の技で、本当に真剣に考えるのであれば、多少実費の部分でお金をつけるとか窓口をどんどん広げていかないと、これ、間に合わないと思いますよ。これ、年度末までにあそこを閉館に追い込むということであれば。しかも、来年度予算がもう締め切りもう発表が年明けにあるでしょうから、もしも見つからなかったら松島委員が言ったとおりに、1年延長して探すとか、命ですから、これは。これそうせざるを得なくなる。シナリオは、無償で預かるボランティアさんが見つかるのか、有償で預かる場所があるのか、なかったら、1年延長するとか命を守らなきゃならないですよ。それは課長、どう思いますか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

蛍を含めたあそこで飼われているもしくは飼育されている動植物については、もう命を守るというのは大前提でございますので、それに向けてあってはならないことですが、最悪の場合、もし見つからなければ継続というのをそれは選択肢になろうかなと思っておりますけど、大前提は命を守りつつ年度末を迎えて引き取っていただくというのが私

の今、考えるところです。

○田中いさお

もう今、そのような答弁をいただいたので、これ以上はしませんけども、ぜひ引き取り先、しかもなるべく大事に扱っていただいて、いざというときには今、これ、存続の話なんて、これも変な話なんですけど、最後に今まで、審議をしている最中なんですけど、とにかく命を最低でも大事に守っていただきたいということで要望で、私の質問を終わります。

○松崎いたる

冒頭の報告の中で、10月16日に検討会が持たれたという話がありました。この辺のところをもうちょっと詳しく聞かせていただきたいんですけど、まずこの検討会の目的については例の1月27日の調査の結果についてなぜ23匹という数になったのか。今まで2万匹を羽化させてきた蛸を23という数字にしたのかということについて結論を出すというような解釈で、それが目的だということによろしいのかということと、肝心かなめの、いつそれを出すかということなんです。私もたびたび指摘しましたが、もうせめて決算が認定される前にこれ、出さなきゃいけないと思うんですよ、これ。行政のあり方として。お金を税金を出してきた話ですから。

ですから、いつやるのかということも含めて、いつ報告を出すのかということをお答えいただきたいんですけど。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

まずこの検討会の設置目的でございますが、委員がおっしゃるように、これまでも要望等を受けております。要するに、23匹という数と2万匹との乖離について事務局として、所管として一定の見解を示すと。原因といいますかそういったものを示すというのが検討会の設置の目的になっております。

16日には、これまでのホタル生態環境館のいろいろな生息調査も含めた状況を説明して、事務局の考え方等を説明したというのがその時の内容でございます。本当は今回の委員会の前にも、もう一度集まりたかったんですが、南館の問題とか、あと引っ越し等がありました。週末とか全然、関係者が集まれなくなってしまいました。きょうを迎えてしまいました。決算認定の前に本来は出すべきだということもございまして、確かにそのとおりだと思っております。その点については反省しているところでございまして、さらに反省しなくちゃいけないのは、いつそれを出すのかということと、きょうの時点では名言できませんけども、一生懸命頑張っ、なるべく早く出すようやっ、っていきたく思っております。

○松崎いたる

もうこれは区長の本会議答弁でも、いましばらくお待ちくださいみたいな答弁でしたけど、それから、答弁からしたってもう何か月もたっている状況です。いつまでも待ってられません。

というのは、私は今、委員からさまざまなご意見がありました。区民の声を聞いてほしい、アンケートをとってほしい、引き取り先を早く決めてほしいという意見がありましたけど、それもこれもこの調査結果、区がどういう見解を出すかによって変わってくる、かわってくる話だと思います。

特に区民の意見を、区が調査結果に対して見解を出さないまま区民の意見を聞いたところで、前提が全然違うわけですよ。区民の皆さん、いまだにあそこでは2万匹ずつ毎年、毎年、飼育をしていて、それが25年も続いてきたという認識のもとで蛸のすばらしさというのを語っている方が多いわけですが、それが本当に累代飼育が成功していたのか、あるいは2万匹という大規模な飼育が本当にやられていたのかということの今、疑義が出てい

るわけですから、そのこのところについてははっきりと回答を示していただかなければ、これは今の時点で区民のアンケートをとっても、ちょっと正確なものにはならないと思います。私はきちんとそういう区としての見解を示して二十何年間の蛍飼育は実態はこうでしたというのを示した上で、区民から意見を聞くべきだと思っんですけど、いかがですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

区民の方の意見というのは、この日をもって聞くとかという考え方もありますけども、現時点でもお聞きしておりますし、今回、報告書が出れば、また新たな区民の方の意見というのもあるでしょうから、時期を区切ることなく継続的に区民の方の意見は聞いていきたいというふうに思っております。

○松崎いたる

今の意見も、意見で聞いてもよろしいかと思いますが、これは、でも、飼育の実態というのを明らかにした後の意見というのはまた質的に変わるということは、これは明らかだと思いますので、その辺のところは間違えないでいただきたいというふうに思います。

その点でいえば、私はホテル館のあり方検討の最終報告書の中に、今までの実績のようなことが書かれておりました。平成5年から開館をして平成7年には20万匹を、ピークを迎えて、その後5万匹となって2万匹のラインでやるというグラフまで出してやっております。これがこの間の飼育担当者のテレビのインタビューによって20万匹は、あれはうそでしたという話がありました。これは、どう考えても報告自体が、担当者本人が言っちゃっているわけですから、これは区が否定もしようがないと思っんですけど、20万匹はうそだったということについては、

そうなること、そのことを報告書に載せた、資料とし、載せた報告書というの、私は訂正が必要だと思っんですけど、訂正のやり方はいろいろあるかとは思っています。この元職員の発言を受けてその部分だけの見解を述べるとかいろいろあるかと思っんですけど、少なくともこのままにはしておけないと思っんですけど、その報告書の訂正についてはいかがお考えですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

20万匹について、私も映像を後ほど確認したんですけども、非常に驚きと残念な気持ちでいっぱい、また当時の私が直接確認したわけじゃないですけど、人事を通じて当時の上司にも確認したんですけども、そういった指示はしていないということで、今後、まだまだ何か、そういう話も出てくるのかなと非常に心配なことがいっぱいなんですけども、20万匹について当時の報告書はそのように確かに掲載されておりますので、今後その20万匹の取り扱いについては、ちょっと内部で検討させていただきたいと思っます。

○松崎いたる

報告書もそうなんですけど、はっきりしたのは20万匹、平成7年の20万匹については、元職員が証言をしたと。上司の命令かどうかというようなことはついてはいますけども、私はこの間も言ったかもしれませんが、上司の命令があろうがなかろうが、結果として区民をだましていたことには変わりはないことだと思っます。

それで伺いたいんですけど、20万匹がうそでした。では、最近の5万匹とか6万匹という数字もあります。最近では2万匹前後で推移しております。この2万匹について、これは明らかに2万匹だったと言える確証は今、区として持てるんですか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

最近はずっと2万匹で推移しておりますけども、これまでも答弁させていただいておりますけども、これらの数字は基本的には元担当職員からの飼育担当職員からの報告でございますので、具体的な事実に基づいて上がった数字ではないというふうに認識しております。ただ、区としては報告が上がれば一般論はやはりそれを信じるというか、当然ながら対外に公表するのが私どもの通常の仕事のやり方でございます。

○松崎いたる

今のように、当人の報告しかこの2万匹とか1万9,000匹とかいう数字の根拠がないという話だと思います。ところが、最近はやっぱり2万匹を飼っていましたというようなことを言う方もいらっしゃいます。ルシオラという会社のホームページを見ますと、元職員の証言は、この数字は間違っていないということを言って、ちょっと私も驚いたんですけど、今までホテル館では蛍の死骸を全部保管していますということも、このルシオラのホームページの中に書かれておりましたが、平成5年から今まで蛍が生息して、最後は死ぬわけですけど、その死骸を保存しているということはありませんか、事実として。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

以前、部長も言いましたし、私も担当しているわけですけど、少なくともこの2人の間ではそういった事実は聞いたことがございません。

○松崎いたる

そうですけど、後で区としても確かめてください。ルシオラのエルコラムというページの中に、この区側の調査に対する反論という形でそういったことも書かれておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、今いる蛍をどうするかという話もあるわけですけども、引き取り手を探すに当たって、私はちょっと考えていただかなければいけないのは、この蛍のDNAというか、どこの由来の蛍なのかということです。

これまで言われてきたのは、ゲンジボタルについては大熊町由来、福島県大熊町由来のDNAをずっと保存してきたということを言われています。ヘイケボタルについては旧栗山村、今の日光市のヘイケボタルを繰り返しやってきた。これが本当なら、大変貴重なものになると思います。大熊町はご存じのとおり原発事故で壊滅的な打撃を受けました。聞くところによると、この日光のヘイケボタルも、もともといたところの環境というのはもうすっかり変わってしまって、今ではヘイケボタルはここの場所ではなかなか発見できないような状況だとすると、それぞれ、ヘイケ、ゲンジともにこのDNAを保存してこれをつないでいくということを行わなければならないのかなとは思いますが、しかしこの累代飼育が一体どうなっていたのかと。20万匹ということはどうぞでしたと言っている元職員しか知らないとすれば、これは大変私はあやふやな状況だと言わざるを得ないと思うんです。

これをそのまま半ば身元不明の蛍をどこかに預かってくれと言ったところで、これから別の環境破壊につながるということになってしまうと。参事もおっしゃったように、もともと上高地での蛍のことについても、もともといないはずの蛍をよそから持ってきたことがいかぬのだということになっているわけですから、大熊町の蛍を別のところと交ぜてしまおうというのは、その日本蛍の会の最近の説によっても、これは蛍の遺伝子の交雑につながって蛍にとってはよくないことだというようなことを言っているようです。

そういったことを考えると、やはり今いる蛍の身元というかDNAはどこから来たのかというのはしっかりさせる調査をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

確かにDNAの検査については、調査方法の一つであるというふうには十分認識をして

いるところでございます。

○松崎いたる

じゃ、もう一つ。

これについて大熊町由来の蛍である、日光市由来の蛍である現在の蛍が、25年前じゃなくて現在の蛍がそういった由来の蛍であるという確証は持てるでしょうか。つまり、ほかの蛍のDNAが交雑していないということがはっきり言える状況でしょうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

持ち込み等という話がありますので、そういう意味ではそういったものがあれば当然ながら交雑しているというふうには思っておりますけれども、私、先ほどのシンポジウムに行ってきたという話をしましたけれども、そこでも日本全国のゲンジボタルのDNAの解析等を行っている方もいますし、あと多摩地区の自然にいる蛍も、関西地方のかなりDNAが交ざっているというような調査結果も出ております。

そんなのが現状なのかと思っておりますけれども、私どもの現在飼っている蛍がどこ由来かということは、交雑している可能性もあろうと思っておりますけれども、そこら辺は引き取り手に十分説明させていただいた上で、外に出さないということが大前提になりますので、そこら辺は理解を求めていきたいと思っております。

○松崎いたる

ちょっと言い方が雑になるかもしれませんが、どこで生まれたものかわからないものだけ引き取ってくださいますというふうな交渉になるということだと思います。

それで、ちょっと話は前後しますけれども、この本件の陳情については、1月27日の調査が不当であるというような主張もされているかと思っております。極論すれば板橋区が調査と称して2万匹、当時幼虫ですから7万匹ぐらいいたであろう幼虫を調査と称して殺してしまっただということが前提になっているわけですが、その殺してしまっただという前提も、当時1月27日の段階で1月下旬の段階で、蛍の幼虫の大きさが5ミリから8ミリという極めて小さな大きさであった蛍がほとんどで、5ミリから8ミリの大きさがほとんどであったというようなことが前提にしなければ、例えば水に流しちゃったとか踏みつけちゃったとかいうことにはならないわけなんですけれども、今生きている蛍、そこから生まれてきた蛍の幼虫の大きさについては、どれぐらいの大きさなんでしょうか。今、11月になりました。調べたのが10月かもしれません。10月ないし11月の段階での蛍の幼虫の大きさですね。最初に言っておきますけど、まちまちだとは思いますが、まちまちだとは思いますが、ほとんどが5ミリから8ミリの大きさよりも小さいものかどうかということなんですけど、お答えください。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

ちょっと私、記憶があいまいなんですけれども、まず委員がおっしゃるように、大きさとするのはかなりまちまちで、小さいというか5ミリぐらいのもあれば1センチたしか超えているようなものもあったなと思っておりますけれども、当時の5ミリから8ミリという主張については、十分そういうのは認識しておりますけれども、私どもとしては5ミリから8ミリの幼虫であったとしても、あそこの金網に目詰まりするとか、ちょっと言葉は悪いんですが、そういう状況が起きますので、そういった幼虫は確認できておりませんので、流れたという主張自体はちょっと私ども疑問が生じているところでございます。

○松崎いたる

document

ごめん、記憶、もうちょっと思い出してほしいんですよ。私、今、じゃ例えば当時、部長が言った、言わないで問題になりました1センチ5ミリの大きさになっているはずだというような発言がしたとかしないとか、わかりませんよ。わかりませんが、1センチ5ミリ以上だというようなことが何か問題になった時期もあったかと思います。じゃ、その1センチ5ミリ以上の蛍は今、数字で出せとは言いませんけど、現に今の段階で10月、11月の段階でいるのかいないのか。それが多数確認できるような状況なのかどうかということをお答えください。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

ホームページ上は最高、8月のデータで申しわけございません。8月20日の段階で、大きいのはもう10ミリ、1センチを超えておりますね。ですから、これより小さいのもあるだろうと。

それと、あと前回の委員会のときにお答えしたと思ったんであれですけども、ヘイケボタルがふ化時にはいわゆる卵からかえったときには、委託業者からの聞き取りですけども、まず1.5から2ミリぐらいで、8月18日の時点で最大5ミリぐらい。

(「ミリ」と言う人あり)

○環境課長事務取扱資源環境部参事

5ミリです。8月18日です。2月、3月には15ミリぐらいになるんじゃないかというふうに聞いております。ゲンジについては、ふ化時には2ミリ程度で、8月18日の時点では3ミリ。小さいもの、2ミリから3ミリ、4ミリ、ある程度2ミリから4ミリぐらいのものだろうと。2月、3月では5ミリから2センチぐらいということで、ちょっと差があるように聞いておりますけども、現時点ではやはり委員がおっしゃるような体長になっているものもありますが、何匹程度とかいうとちょっと把握できないのが現状でございます。

○松崎いたる

私もこの間見てきましたけど、行けばすぐわかるぐらいな蛍が10月の段階でたくさんいるような状況でした。たくさんということで私も数字は言いませんけれども、そんな状況だということで、とすると、やはり1月27日の段階で陳情の方とか大学の教授の方がおっしゃるように、小さいから見逃しちゃったとか網の目から出ちゃったのがほとんどだったということは、ちょっと難しいかなと。少なくとも1センチ5ミリ、2センチの蛍もそれなりの数はいて、それは容易に見えができただろうというようなことになるかと思えます。

あと、すみません。技術の継承ということが陳情項目になっておりますけれども、この技術の継承の中に当該の職員はカビを生やさなくする技術もあるんだということがありました。この間の決算総括で、私は蜂のフェロモンを使ってという話は全くのでたらめだというような話をしましたけど、もともと今、ナノギンのこととかやっているということなんですけど、もともとこのカビを生やさなくする技術を開発するきっかけになったのが、何年でしたっけちょっと教えてもいただきたいんですけど、何年か前に蛍の卵100万個にカビが生えちゃったという事件があったということで、これは当時の新聞の中でも結構大きく取り上げられて、何てことしてくれるんだと…。

1回切ろうか。

○委員長

時間ですね。

○松崎いたる
という話をまたしたいんですけど。

○委員長
ほかに質疑ありますか。質疑のある方。

○松崎いたる
それだけ聞いて終わりにするから。

○委員長
それでは、終了近くになりましたが、じゃ、あと1度。

○松崎いたる
すみません。言いかけちゃったので。
その報道されたんです、カビが卵を生やしてそれが大変だって話になりましたけど、これは区としてはどんなふうに認識をされているんですか。新聞紙上には事細かにこの蛍の卵がいついつ100万個カビが生えていた、あるいはそれは今回問題になっている元職員がやったことではなくて、元職員の後継者として区が当時配置をしていた正規の別の職員が霧をかけたからカビてしまったんだというような報道記事になっておりましたが、こういう報道記事になるようなものとの情報というのは板橋区の側が報道機関に伝えたことなんでしょうか。

○環境課長事務取扱資源環境部参事
まず、当時の新聞を私も見直したんですが、内容を見ますと、まずそういうカビが生えたと言われる事件というか出来事が、平成16年、起きたのが。記事になったのが17年ということで、広聴広報課にも確認しましたが、基本的にまずそういったカビが生えたというようなプレス発表はしていないということを知っています。内部ではそういうカビが生えて困ったとかいう話はあったのかもしれませんが、区として外向けに公に発表はしていないということでございます。

○松崎いたる
そのカビが生えた当時というのは、さっきも言ったように今度、懲戒免職になった元職員だけじゃなく、正規の職員が複数体制でやっていた時期の事件だと思います。しかも、その別の職員というのは、私が記事じゃなくてほかのいろいろなものを読んでいるからあれなんですけど、何かちょっと生物に詳しい人だと、蛍ではないけれども、生物学に詳しい人だということでホテル館に配置されたという話でしたが、この複数配置体制、この蛍にカビが生えたということがあった以降はどうなりましたか。現に1人になってしまったんですけど。

○環境課長事務取扱資源環境部参事
カビの事件というか出来事があった以降の生態環境館の体制については、申しわけございません、ちょっと今、資料が手元にないので明確に申し上げられませんが、そのカビの

原因をつくったと言われた方は退職したというふうに聞いております。

○松崎いたる

せっかく生物学の知識あるいは私の記憶だと細菌かな、にも詳しいような人だったと思いますけど、それが退職されてしまって、詳しい経過はわからないにしても、事実問題としてそれ以降1人体制になってしまったと、正規職員がね、ということだということであります。

あと、この報道に接して区がプレス発表したものではないというんですけど、報道記事にも100万個の卵にカビが生えた写真が載っていないんですよ。だれがこの100万個の卵にカビが生えたのを確認したのかと。当時の直属の課はエコポリスセンターだと思いますけれども、エコポリスのセンターの所長は、当人からは今の元職員から報告は受けたと思うんですけど、そのとき卵にカビが生えた状況というのは確認したんでしょうか。あるいは、当時の写真があれば今でも出していただきたいんですけど、いかがですか。

○資源環境部長

今、ご質問で当時の所長ということで、実は私が所長でした。

答弁させていただきますけども、そういう16年に事実があって、それで次の年に報道があったと。それはマスコミを抑えたわけじゃありません。カビが生えたという話を聞いた中で、管理の仕方、まさしく当時の非常勤職員ですけども、霧吹きで水をやり過ぎたというような原因だったということ聞いています。

カビが生えたものを見たかどうかということで、それは私が今言われてうかつだったんですけども、実際には生えた状況は残念ながらその当時、話を聞いて、うんということでは、いろいろとどうしようということをやったもので、その現物を見た、確認をしたことはしなかったというのが事実でございます。

○松崎いたる

すみませんね。わざわざ部長にまで答弁させてしまいましたけど、ここでも私が不思議だなと思うのは、当時の区は大分バッシングを受けたわけですよ。マスコミから蜚の管理はどうなっているんだと。100万個も卵をカビ生えちゃって、この間出してもらった生息数の変化を見ても、確かに半分ぐらいにはなっているんですよ、2万匹が。半分ということでもないか。2万匹が1万5,000とか減ってはいる。そんな状況になっていて、大バッシングを受けているんですよ。しかも、これがはじめてのことじゃないと。平成5年に今のホタル館を建てるときに、もといた温室植物園から移したときも、蜚をたくさん殺しちゃったと。このときも大バッシングを受けていたわけです。

一々そのところまで聞きませんが、そんなに大バッシングをしてホタル館については大問題なのに、そのもとの情報というのが区が公式に出したのものでもないし、今のご答弁だと、当時の直属の所長でも現物を確認したわけでもない。言うならば元職員が言ったとおりのことが新聞報道に流されて、後追いで区が対応しなければならない、バッシングを受けなければならないという状況になっていったと思うんですけど、私はこの事件がきっかけになってナノギンのクロマルハナバチのフェロモンだのと、カビを生やしちやいけないんだということのきっかけになるわけですから、それも蜚の飼育技術に有効だなんてことになっているわけですから、ちょっとこの昔のことですけども、蜚にカビが本当に生えたのかどうか、これについても当時の関係者も含めてもう一度検証していただきたいなと思うんですけど、いかがでしょう。

○環境課長事務取扱資源環境部参事

検証ということでございますが、当時関係した方に聞き取るということが現時点でできることかなと思いますけども、先ほど部長も答弁しましたけども、一番身近にいてそうい

った実態は確認できないということでしたので、あと当時、係長とかそういう方がいれば100万個のカビの件についてはちょっと確認してみたいと思っております。

○委員長

よろしいですか。

この程度で質疑並びに委員間の討論を終了しまして、意見を求めます。
意見のある方は挙手を願います。

○井上温子

両方とも継続を主張させていただきます。

どちらもなんですけど、やっぱり結論を区が勝手に出してから区民への説明会を1度されていますよね。ホタル館の説明会、高島平で1度行われていると思いますけども、何か区がいろいろと結論を出してから何か住民の人に説明して、皆さん、理解してくださいねというやり方は、やっぱり違って、何かホタル館を継続してほしいとか廃館するべきだという以前の問題として、板橋区のやり方が少し違うのかなと。それは、ホタル館だけに限らずなんですけどね、全てにおいて説明は足りないし、調査といっても不明瞭な点があったから多分調査されたんでしょうけども、多分その前の段階できちんとホタル館のチェックをされなかったこととか、住民の人がやっぱり参加できてこなかったというか、住民の人と一緒にホタル館を今後どうしていくんだということを検討せずにいきなり廃館にするという結論を出したということなんかも、その辺はやっぱりホタル館に限らず板橋区行政において至らない点だと思うので、もう少し継続とさせていたいただきたいと思います。
以上です。

○しば佳代子

先ほども申し上げましたけれども、一番の被害者は区民になります。蛍が何匹いるのかとか、何万匹いるのかとか、そういうことが問題ではなくて、板橋区に蛍がいるのか、地元には蛍の棲むまちという看板が掲げてあります。なので、そういう意味で区民の声を聞くべきだというふうに思っています。

また、この被害を命のある蛍に広げてはいけません。現在の蛍がどういうふうになっていくのかという意味でも、またいろいろな意味で今後、推移を見守っていきたいと思いますので、継続を主張いたします。

○すえよし不二夫

ホタル館の現状については残念な部分は事実確認ができない部分があるというふうに思っていますけれども、しかしながら、蛍を長年、現在もわずかではいるわけですから、この現存する蛍を板橋区の工夫によって何とか存続してほしいという私は区民の一人として思っています。議員の一人としても思っていますので、そういう工夫をしていただくことを求めながら、本陳情については継続を主張いたします。

○松島道昌

今ある蛍の命を守り次につないでいくという、これは区の責任だというふうに思っております。そのために、区が今、積極的にやらなきゃいけないのは、それに対する補助ですね。一定の資金をお渡しして開拓をするとか、場合によっては民間でそれを行う場合には、固定資産税を免除する。これは市だったらそれは可能なんですけど、市ではありませんので、そのことはできないわけでありまして、しかし生産緑地という制度もありますし、民間の中でそれができるような仕組みにしていくという、全力を挙げてこれをやって

いくことが必要だろうというふうに思いますし、何よりもそうでなければこれをずっと継続をしなければならぬという事態にあるわけでありませぬ。

そのことを確認をして、継続を主張いたします。

○松崎いたる

すみませぬ。長く質疑いたしましたけど、それでも結局のところ、この1月27日の調査結果について区がどういう態度をとるのかと、見解を示すのかということがなければ、このホテル館を存続させるのかどうかということ結論も出せないし、区民に対してどうですかということも私は聞けないと思ふんですよ。ここの陳情書に対して大学教授から意見が出されておりましたけど、こういった意見によれば、1月27日に区は調査と称して何万という蛍を殺害してしまったという話になっているわけですよ。そんな殺害をしてしまうような行政に蛍の命は託せないとなるわけですよ。そうしたら、もうこれはホテル館を存続しろなんて話にも私はならないと思ふし、逆にやっぱり、逆にというか、じゃ調査は正確だったと、蛍はあそこに住んでいなかったということになると、これは住んでいなかったということからの当然の帰結として、じゃ区民が見ていた蛍はどこから持ってきたんだろうということにつながるわけで、どこから持ってきた蛍をこれからまた毎回同じように見せろという話にも私はならないと思ふ。中にはそれでも見たいという人はいるかもしれないませぬけど、それにしたって、やっぱりこの蛍事業を平成元年から始まって、平成5年には館を設立してやってきた。二十五、六年やってきた事業が、一体何だったのかということが明らかにならないうちに、じゃ次、何やろうかということとは決められないと思ふんですよ。

いや、もちろん今、現に蛍がいるわけですから、今、現に生きている蛍についてはどこにお任せをして、命をつないでもらうということは必要だと思ふますが、行政として蛍飼育を続けるかどうかというのは、全て今まで蛍飼育で何をやってきたのかということを引きちゃんと区民に説明ができるようにするということにかかっているかというふうに思ふませぬ。

私は、正直に言って、今までの蛍飼育については大変な疑義を持っております。言われてきたとおりではないと。2万匹を毎年育ててきたということがおかしいと思ふています。それは、元職員自体が20万匹はうそだったと言ったことにも象徴されますけれども、20万匹はうそだったら、2万匹が本当だというその確実な証拠というのは、今、ないわけです。これまでいろいろな出来事がありました。その出来事も全て元職員の報告あるいは証言以外には根拠がないんです。きょう、卵にカビが生えた話をしましたが、これとて元職員が発言をしたこと以外、何ら根拠がないんです。写真もなければ、当時の直接の上司も見っていない中で、卵100万個にカビが生えたという話が報道されてきたということ、もっと掘り返していけば、平成5年にホテル館を建てるその直前のときの蛍がたくさん前の温室植物園と一緒に死んじゃったって話も、これも出どころを探っていけば元職員の証言からしか根拠がないわけですよ。そのほかいろいろなクロマルハナバチのフェロモンの話も、これも結局のところ、元職員の証言しかない。そういった事態が今、明らかになっています。

これは当然、元職員が自分の口で区民の前に説明をすべき案件だと思ふます。残念なことには今は裁判を起こして、その裁判が客観的に言えば、そういう区民の前にあらわれれることをふさいでいるというか、さしてそういう条件をなくしているというのは本当に残念なことだと思ふますが、ただ、指摘をしたいのは、今争われている裁判というのは、懲戒免職にかかわること、残業代にかかわること、むし企画に対する契約打ち切りの件についてですから、ホテル館で蛍を飼っていたのかどうか、持ち込んでいたのかどうかということは、裁判では争われておりませぬので、これは区の側も裁判を理由にしてわからないというのではないし、独自に説明を進めていかなければならぬ。これは区の責任でやらなければならぬことだというふうに思ふませぬ。

当然、私もこの陳情については、早く結論を出したいところなんですけど、区が今後この10月16日に始めたという検討会の結果を公表しないうちに、陳情を打ち切るというわけにもいきませぬので、私は今後も継続してこの問題については議論をしていきたいというふうに思ふませぬ。

以上です。

○菊田順一

この陳情は、もう大変長く当委員会でも議論してまいりました。また、質疑の中でも正直言って過去25年間のこのホテル館での事業、その実態について議会はもとより理事者のほうでも、正確にこれが真実ですというふうに言い切れるのが何もないんですよ。我々も一方的に一職員の言を信じていました。区も同様です。ある意味では、今言われているのはだまされちゃったんじゃないか、こういう反省も正直言っております。

ただ、この陳情の根幹は、その25年間、過去のどういうことがあった、ああいうことがあったということを事実関係として理事者に求めた、そのことは決して否定はしませんけれども、この陳情の中身はこのホテル館を存続しろということなんで、存続するという大前提は我々も発言してまいりましたように、この技術の継承というのが、もう各委員もあるいは理事者でも、認識は、私は同様だろうと思う。簡単にボランティアの人がやって継承できるという生物ではないと。ある意味ではその認識を含めてやっていく熱意、こういうのも大事になってくるでしょうけども、この間の本会議での一般質問でもありました。何百万か予算をあれしてボランティアだとかNPOに任したらいいじゃないか。私は基本的にはその考え方に反対なんです。やはり少なくとも公金である区の予算を使うからには、遊びじゃだめなんです。しっかりと事務事業として位置づけをし、そこに予算をつけれ、区民にそれを成果をやっぱり見せていくという責任からすると、全然その埒の知識に十分なる確証がない人たちに、どうぞやってみてください、見てくださいますか、どうも合点がいかない。そういう意味で、もっと調査をしていくべきだと、こういう発言をしてまいりました。

結論的には、大方の皆さんは継続だと言うけども、私は判断材料としてはもう今、区があり方として方向性を確定するでしょうけども、私は区民の声というのを決して無視するわけじゃない。少数の意見であっても、それをよしとすればそれを取り上げていく、これが民主主義の根幹ですよ。でも、その声というのは54万の区民の中で果たしてどの程度あるのか、こういうことも私どもも真摯に検討しました。

そういうことを考えあわせていくと、それは1つのことの事務事業をやめるということ、当然反対の声も大きいですよ。でも、やはり責任ある板橋区が事務事業としてホテル館の存続というものを考えたときに、もう私はその使命を果たしたのかな。過去のことは過去のこととして、また何年もずるずる引っ張っていく、そういうことが果たして板橋区のためになるのかなと、こういうことで自問自答してまいりました。

したがって、今後、今あるせせらぎの生息、もう一度できたら調査してもらいたいな。その上でやはり判断をすべきじゃないかなということをおもいつつ、今回のこの2本の陳情については、私どもは不採択を主張いたします。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

陳情第100号 板橋区ホテル生態環境館の技術の継承と館の存続を求める陳情第1項及び陳情第110号 板橋区ホテル生態環境館の再調査を求める陳情につきましては、なお審査を継続すべきとの発言と表決を行うべきとの意見がありますので、最初に、継続審査についてお諮りいたします。

陳情第100号第1項及び陳情第110号を継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

賛成多数（6－2）

○委員長

賛成多数と認めます。

よって、陳情第100号第1項及び陳情第110号は継続審査とすることに決定いたします。

委員会の途中ではありますが、議事運営の都合上、暫時休憩といたします。

なお、再開は1時20分といたします。よろしくお願ひします。

休憩時刻 午後零時18分

再開時刻 午後1時19分

○委員長
休憩前に続きまして委員会を再開いたします。

○委員長
次に、陳情第111号 脱原発を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。
その後の状況に特段の変化があれば、理事者より説明をお願いいたします。

○環境戦略担当課長
それでは、この間の原子力発電所をめぐる動きにつきまして、簡単にご説明申し上げます。
原子力発電所の再稼働に向けた新規制基準の適合性にかかわる審査につきましては、現在、電力会社10社、13か所の原子力発電所の20基の原子炉について申請され、原子力規制委員会において審査中であることには何ら変わりはありません。
前回の当委員会においてご説明させていただきました、唯一、この新規制基準に合格しております鹿児島県の薩摩川内市の川内原発をめぐるしましては、10月の末から先週にかけて動きがございましたので、お話を申し上げます。
マスコミ等において大きく報道されているところではございますけれども、薩摩川内市の市議会が10月28日、臨時の本会議において、市内に立地する九州電力川内原発の再稼働を求める陳情を採択いたしました。これを受けて、市長が再稼働への同意を表明したものでございます。
また、これを受けて、鹿児島県の臨時議会におきましても、原子力安全対策特別委員会が、6日木曜日でございますが開かれまして、再稼働を求める陳情を賛成多数で採択したものでございます。翌7日の金曜日におきましては、本会議において、再稼働を求める陳情を賛成多数で採択しております。
知事はこれを受けて、九州電力川内原子力発電所について、諸般の状況を勘案し、再稼働やむを得ないと述べまして、再稼働に同意する意向を表明したところでございます。
川内原発の再稼働の地元の同意は、これにて手続は完了いたしましたところでございますが、国の新規制基準による審査が行われている全国13原発の中で、立地自治体が再稼働を認めたのはこれがはじめてとなります。
再稼働の時期につきましては、原子力規制委員会による認可や新しい設備の検査といった手続が残されているため、年明け以降となる見込みというふうに報道されているところでございます。
私のご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長
本件に対する理事者への質疑並びに委員間の討論のある方は挙手を願います。

○松崎いたる
川内原発のご報告、受けましたが、あその場合、一山越えたとはいえ鹿児島県で、桜島のあるところで、今にも、いつでも煙を噴いているような段階で、桜島の噴火の影響ある火山灰の影響というのは、川内原発の再稼働に対してはどのような評価になっているかというのはわかりますか。

○委員長
環境戦略担当課長、わかる範囲でお願いします。

○環境戦略担当課長
委員がご心配されているとおりに、この川内原発、ご存じのとおり鹿児島県の桜島にも近いところというふうに認識はしております。しかしながら、火山灰への影響ですとか、火山の噴火への影響という点につきましては、当方にも現在のところ知識もないところでございますけれども、そちらにつきましても、さまざまな議論がなされていたという認識はしております。

そういった中で、地元の鹿児島県やあるいは川内市、それをさておいて、さらに原子力規制委員会等でもさまざまな議論が繰り返されているところではございますので、そういったところでも十分な安全性の検討はなされているものというふうには考えてございます。

○松崎いたる
川内原発で、我々からすると遠いところなんですけれども、ただ、私たちの周りの原発のことを考えてみると、例えば浜岡原発。浜岡原発が比較的近いところにある、300キロ圏内だと思いますけれども、そういった原発があります。その場合、富士山の噴火ということ、我々の世代は富士山の噴火という死火山がってなるけれども、最近の人たちは富士山も活火山に入っていますから、これもなかなか考えなきゃいけない話だと思うんですけれども、わからないというんじゃないかなという感じが聞いているんですけども。
ただ、原発に対する火山の影響というのは、まだ評価が定まっていないのではないですか。その辺のところ、情報は得ておりますか。

○環境戦略担当課長
私のほうにも確かに情報というのは正確なものというのは入っていませんけれども、先日、長野県の御嶽山が噴火をして、決して噴火しない火山はないのかなというような認識も持ったところでございますし、また、富士山の噴火の防災体制という意味で、地元の、ちょっと県か市かは記憶がございませんけれども、防災訓練を実施したというふうな情報も流れてきたところでございます。
そういったところで、静岡県にあります浜岡原発ですけれども、非常に火山に近いということもあって、非常に危惧されているところではございますけれども、残念ながら、私のほうに正確な火山対策についての情報というのはつかめていない状況でございます。

○松崎いたる
すみません、正確でないところを聞いて申しわけなかったんですけれども、じゃ、もうちょっと、でも板橋区民に関して原発の問題を考えなきゃいけない問題として、避難の方法だというのがあると思います。
川内原発の議論の中でも、あそこは原発から逃げるにしても一本道のところが多いと。そこが遮断されてしまったら、孤立するところも多くなるというようなことが、何か避難経路の問題で大分議論されたようでした。
板橋の場合は、比較的遠くに原発があるから、原発が事故を起こしたとしても、確かにすぐ何か、時間的な余裕はあるかとは思いますが、ただ、広範囲に被害が及ぶとなると、やはり区民の避難を想定しなければいけないんじゃないかなというふうに思っています。原発の事故が起きて、放射能が降り注ぐというときに、まずは、区として避難を考えているのかどうかということと、そうした場合、どこへどうやって区民を避難誘導するの

かという計画については、どのような状況になっておりますか。

○環境戦略担当課長

若干ちょっと所管が違うところがございますけれども、私の今把握している範囲というところでお話し差し上げたいと思います。

ご存じのとおり、地域防災計画の中に、放射能対策だとか、放射線対策ということで項目が設けられていて、その中には、前回の委員会等でも私も答弁させてもらっていますけれども、正確な情報を区民の皆様にお伝えするというのが、一つの目標ともなっております。そういった中で、実質的に放射能を含んだちり等が降り注ぐというようなことを今の現在のところ、板橋区で想定されたような地域防災計画等には具体的になっていませんので、そういったところはこれからさまざまな検討を加えてつくられていくのかなというふうな認識ではございます。

○松崎いたる

所管が危機管理室だとは思いますが、ちょっとエネルギー問題にも、特に放射線の恐ろしさとか、影響などについては、こちらが一定知識も蓄積しているかと思えますので、協力をして早急に計画を立てるようにしていただきたいと思えます。

それと、ちょっとまた話は変わりますが、今度は福島第一原発の話ですが、何号機でしたっけ、今、覆いを外して、中の燃料プールから燃料を取り出す作業がようやく始まった段階です。ただ、始まった段階に、初期の段階で、既に風にあおられて、テントの穴が必要以上に大きくなってしまったというような事故も発生しているようです。

今後もどのみち危険な作業がもう何年も続くわけですから、今後もっと影響が、放射能が飛散するような事故にも備えなきゃいけないと思うんですけれども、この辺、区としても福島第一原発の廃炉作業の経過というのは注視をして、いざとなったときに備える、そういった体制を区としても備えておく必要があるんじゃないかと私は思うんですが、区としてはどのようにお考えですか。

○環境戦略担当課長

確かに委員がおっしゃるとおり、本当に報道機関等の報道だけに頼るのではなくて、実際に東京電力の職員からヒアリングをしたりとか、そういった廃炉計画に基づいた作業がどのように行われているのかというのをしっかり把握をしまして、当然、そういった前回も起きてしまったようなちりが舞ってしまうような、発生するような作業が行われるようなのは、事前に区としても把握いたしまして、そういったことを区民の方に広くお知らせしていければというふうに考えてはございます。

○委員長

この程度で質疑並びに委員間の討論を終了しまして、意見を求めます。
意見のある方は挙手を願います。

○井上温子

前回の委員会で、脱原発で電気料金が上がると、それによって潰れてしまう企業があるんじゃないかというような心配の声とかもあったんですけども、原子力が安いのか高いのかって、自然エネルギーのほうが高いのかとか、そういう問題、今回の福島原発事故の事故処理の費用だとか、放射線、放射能に対する除染費用だとか、全て勘案していったらすると、今の電気料が本当に原発を動かさないと、原発を動かさないことによって、電気料金が上がっているのか、事故処理があったりだとか、いろんな現状があって電気料金が上が

っているのかというのは、私たちはきちんと見ていかなきゃいけないですし、福島原発がどうこう以前に、大して動いていなかった原発を、それを使うことがまだ安い電力であるから継続させなきゃいけないという議論はもうやめなきゃいけないですし、仮設住宅を建設しなきゃいけなかつたりだとか、帰れない地域ができてしまったことだとか、それが今幾らに換算できるのかということですよ。

そういうことをきちんと考えないと、原発を動かさないと電気料が上がってしまうよみたいな、また、安全神話に変わるような風潮というのは、私たちは流してはいけないなと思っておりますので、この陳情には採択を主張いたします。

○すえよし不二夫

先ほど川内原発の稼働問題がありましたけれども、答弁ができるんだったら聞こうと思ったけれども、答弁できないと思ったので聞かなかつたんだけれども、川内原発の廃棄物はどうするんですかと。廃棄物。核廃棄物が出るでしょう。その方法がないんですよ。なにに稼働をオーケーするというのはちょっと無責任じゃないかと。

現在のあちこちの原子炉のところにも廃棄物を持っている。それから、青森でも持っているし。しかしながら、日本の国内で廃棄物を受け入れるところはありません。一時期、高知県で立候補した町長はやめました。全然ないんです、廃棄物を受け入れるところ。なのに、原子炉を稼働して廃棄物を出そうというのは、やっぱり無責任じゃないかなと私は思っています。まず、現実に稼働させることよってのそういう問題が出てくると思う。

それから、さらに、福島原発は、今、廃炉の問題が出ましたけれども、廃炉そのものが順調にいくかどうか分からない。20年、30年というふうに言われていますし、全体で40年と言われていますから、現在の爆発したところですらうまくいくかどうかというのは、まだこれから話なんです。やっと上側を取り外して、これから様子を見ようということですから、1号炉ですよ、それは。2号炉、3号炉なんてもっとひどいと。4号炉が一番簡単なんですよ、まだ稼働していなかったからね。タンクの中に燃料とかあったから、それを取り外す。それは、まあ取り外しはうまくいっている、どこに置くかというのはまだ決まっていないと、今は。それから、汚染水の処理すらなかなかできないでしょう。これも手を焼いている状態ですよ。

だから、現在、幸か不幸か、原子炉を稼働しないで、日本は主に火力発電に頼っている状態だと。これも私は、現況、しょうがないと思っていますけれども、CO₂を出さない技術開発にうんと力を入れていくべきだと、火力発電の。

再生エネルギーの中においては、太陽光については、稼働率が非常に悪くて、原価が高くてつき過ぎるということだから、これはドイツの例を見ても、一定の量は評価すべきだと思うけれども、そんなにたくさんは評価できない。他の再生エネルギーを力を入れていくべきだと私は思っています。地熱発電であり、風力発電、水力、小水力を含めて。というように考えておりますので、そういったことに力を入れていって、原子炉については、この陳情、請願のように早くやめるべきだというふうな意見書を国に出していくべきだと。国はそれを取り入れてほしいというふうに思っていますので、採択を主張します。

○松島道昌

引き続き、採択を主張いたします。

トイレのないマンションと言われるのがこの原子力発電所ですよ。小泉元総理が自民党の総理でありながら、これはやはり声を大にしてやめさせなきゃいかんということで頑張っているらしいんですけども、次の世代にこのまま引き継いでしまうということのないようにやっていかなきゃいけない。

例えば、そのことにより、前回は電力料金が高くなり立ち行かなくなる企業があるということでもありましたけれども、そのことが、言い換えれば新しい技術を生み出すわけがあります。そのハードルを越えて、再生可能エネルギーに進路を切っていくという原動力にもなるわけがあります。自治体によっては、私、先般、山梨県の幾つかの市を見てまいりましたけれども、積極的に再生可能エネルギーを、取り組んでいます。小水力など、企業を誘致してやっていますね。

板橋においても、新しい技術をどんどん取り入れる、今がチャンスするときでもあろうか

と思いますので、そういう可能性も将来大いにあるわけでありますので、この困難を克服していかなきゃいけないというふうに思っております。

また、原油については、非常に高くなっているというのがありますが、これは円安の影響を多分に受けているところでもあります。もっともその円安下においても、原油価格というのは変動しております。昨年のころは1バレル105ドルぐらいでした。今現在、幾らですかね、84ドルかそのぐらいだと思います。いわば、その化石燃料を購入する費用が高くなるから原子力発電所に頼るんだというのは、乱暴な意見のように考える次第であります。

以上をもちまして、採択を主張いたします。

○田中いさお

継続を主張させていただきます。

前回の委員会でも議論を、お話をさせていただいたところなんですけれども、安全・安心という意味合いでも、本来なら原発はない方向に進むべきものだというようにも考えているところですよ。

以前、我が党でも地熱発電の視察を、八丈島に行きまして、すえよし委員も言っていましたけれども、太陽光にも、もう買い取りの問題などさまざま問題も出てきているところなので、もうあらゆる再生可能エネルギーを使って、原発をとにかくなくす方向というのは望まれるところだと思います。

ただ、日本が、例えば原発がなくなったとしても、中国で何百基という原発を抱えるような世界状況の中で、非常にエネルギー政策というのは、本当に国の根幹にかかわるような政策で、板橋区議会として意見書を出すささないの議論はあると思うんですけれども、軽々に議会として意見書を出すのはいかがかなという部分も考えがあるところがございますので、継続を主張させていただきます。

○安井一郎

薩摩川内原発の再稼働が地元の同意がとれて、原発、すごくこれは国の根幹という部分の原子力発電事業がきちんとした形で精査され、安全性が保たれるということの上で再稼働されたということは、我々が電気を享受しているのは、応分にその負担を国民一人ひとりがやはり負担を強いられるべきだろうと思います。とにかく13か所、20基の原子炉についても、随時、検査が終わり次第、地元の同意等も取り入れながら再稼働していくんではないかなと思われま。

そもそも機械である原子力発電所を動かさずに、そこに置いておくだけでも、結局リスクは一緒ですから、常に問題がそこにあるわけです。ただ、国の安全基準というものをこれからかなり厳しく検査して、再稼働を認めていくわけですから、代替エネルギーと言われる自然エネルギーだとか地熱エネルギーだとかという部分ではなく、今現在、使っている火力発電での石油、原油の輸入も同じリスクがあると思います。シーレーンと言われる原油を運んでくるレーンの脇のそれぞれの国で何か起こったときに、原油が全く入ってこなくなる可能性がなきにしもあらず。それから、事故を起こす起こさない等のリスクもあります。

ただ、国内で発電できる部分は、それを補うに値するぐらい、原子力発電所はきちんとした形で電力を生み出すことができるわけです。

ただ、今現在としては、今後の推移を見守る形をとることを考えますと、我が会派としては継続を主張させていただきます。

○松崎いたる

電気は便利なものだし、必要なものです。多分、電気がなければ生きていけないという人もいるかとは思いますが、ただ、その電気のために命までは差し出すわけにはいかない。やっぱり安全なエネルギー、安全な電力というのを確保する、そういった努力をすべきだと思います。

原子力発電については、もう既に福島第一原発の事故によって、どれだけの被害があるか、また、その被害の終息に向けて、どれだけの時間がかかるかというのは、今、まさに我々が体験をしているところでございます。

そういった命にもかかわる、あるいは被害が出たらとてつもない時間も費用もかかる。それは火力発電の比ではないわけです。火力発電だって事故は起こしますが、一たん事故を起こしたときの被害の大きさというのは桁違いに違うわけですから、わざわざ被害が大きい原子力発電を選択するというの、国のエネルギー政策としてもとるべきではないというふうに思います。

国の国防上の問題、安全保障の問題を考えたとしても、幾ら自衛隊が頑張っても国を守ると言っても、日本のような島国のその海岸線に、原発が何基も何基も並んでいるような状態をつくり出しておけば、これはたった1発の爆弾なりミサイルなり、原発に当たれば、それで日本中の経済が全てひっくり返るような、そんな脆弱な国防体制になっているということも、原発がもたらしめている危険の一つだということに思います。幾らこれは地震にも大丈夫、火山も大丈夫、津波も大丈夫といっても、人為的なそういうことがあれば、いかようにもなってしまうという原発の事故というのがあります。火力発電も同じようにそういった事故やらテロの標的にはなるかもしれませんが、火力発電だったら、一定の時間をかければ終息をさせることもできる、代替もきくということを考えれば、原発をこれだけの数を保有をして、それをまた動かすということ、これは本当に危険な話だということに思います。

もちろん、ご指摘のとおり、原発を動かさなくてもそこには燃料があるわけですから、動かしている動かしていないで危険がどれだけ変わるかといったら、危険の度合いでいうと変わらないかもしれないが、もう一つ考えなきゃならないのは、原発を運転すれば、核廃棄物が日々生産されるということです。その捨て場に困っているという状況の中、原発を再稼働させるというのは余りにも不毛な選択であるということ。

こういったことをいろいろと考えていきますと、どうしてもこれは原発再稼働というのはやめてもらわなきゃいけない。そして、自然エネルギーへの転換、今ある原発の廃炉作業、これを着実に進めていく、そういうエネルギー政策に国の方針を転換していただかなきゃいけないので、当板橋区議会としても堂々とこの意見書を提出をして、国に再考を求める、こういった姿勢を明らかにすべきであろうというふうに思いますので、本陳情については採択を主張いたします。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

陳情第111号 脱原発を求める意見書の提出を求める陳情につきましては、なお審査を継続すべきとの発言と表決を行うべきとの意見がありますので、最初に継続審査についてお諮りいたします。

陳情第111号を継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

可否同数（4－4）

○委員長

可否同数と認めます。

したがって、委員会条例第14条第1項の規定によりまして、委員長裁決を行います。

陳情第111号は継続審査と決定いたします。

○委員長

以上をもちまして区民環境委員会を閉会いたします。